

## 平成30年度第1回子ども・子育て会議 次第

○と き 平成30年6月1日（金）  
午後2時30分から  
○ところ 春日謙信交流館 集会室

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 あいさつ
- 4 自己紹介
- 5 会長、副会長選任
- 6 議 事
  - (1) 上越市子ども・子育て会議条例の概要及びこれまでの取組経過について…資料1、資料2
  - (2) 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について…資料3
  - (3) 上越市子どもの生活実態についてのアンケート調査概要（案）について…資料4、資料5
  - (4) その他
- 7 閉 会

### 【配布資料】

- 委員名簿
- 資料1 子ども・子育て会議について
- 資料2 上越市子ども・子育て会議条例
- 資料3 子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表
- 資料4 上越市子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）の策定に向けて
- 資料5 上越市子どもの生活実態についてのアンケート調査概要（案）

## 子ども・子育て会議について

### 1 会議の位置付け

上越市子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第 77 条の規定に基づく、審議会その他の合議制の機関として設置。

※「上越市子ども・子育て会議条例」 資料 2 のとおり

### 2 会議の趣旨・目的

子ども・子育て会議では、子育て当事者や子育て支援当事者等の参画のもと、子育てに関するニーズを「子ども・子育て支援事業計画」等に反映させます。

また、子ども・子育て支援新制度に基づく子ども・子育て支援施策を、上越市における地域の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて実施させるための議論を行います。

### 3 会議の審議事項【子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項（抜粋）】

- ①教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育園）の利用定員の設定に関する  
こと。
- ②地域型保育事業（事業所内保育、小規模保育等）の利用定員の設定に関する  
こと。
- ③市町村子ども・子育て支援事業計画の策定、変更に関する  
こと。
- ④子ども・子育て支援施策に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項  
及び当該施策の実施状況について調査審議する。

【①②の利用定員について】

施設に認められた定員（認可定員）の範囲内で「利用定員」を設定します。

### 4 平成 26 年度～平成 29 年度の主な審議事項

- ①子ども・子育て支援事業計画の策定について
- ②子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理について
- ③認定こども園、保育園の利用定員の確認について
- ④「上越市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について
- ⑤子ども・子育て支援事業の個別事業ワークショップ など

### 5 平成 30 年度の主な審議事項

- 教育・保育施設、地域型保育事業の利用定員の確認について
- 子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理について
- 子ども・子育て支援に関する施策の総合的、計画的な推進に関し必要な事項及び当該  
施策の実施状況について調査審議

## 資料 2

### ○上越市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 20 日

条例第 54 号

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。）第 77 条第 1 項の規定に基づき、上越市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

#### (所掌事項)

第 2 条 子ども・子育て会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 法第 77 条第 1 項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) その他市長が必要と認めること。

#### (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する 20 人以内の委員をもって組織する。

- (1) 法第 6 条第 2 項に規定する保護者
- (2) 事業者
- (3) 労働者
- (4) 子ども・子育て支援（法第 7 条第 1 項に規定する子ども・子育て支援をいう。以下同じ。）に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) 公募に応じた市民

#### (委員の任期)

第 4 条 子ども・子育て会議の委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議は、会長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、子ども・子育て会議が定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
1 生みやすく、育てやすいまちづくり																			
1 母子保健の充実																			
			1	妊婦一般健康診査	妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	妊婦一般健康診査費用を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。	○		すべての妊婦が妊娠中に必要な健診を受診し、安心して妊娠期間を過ごし出産を迎えることができる。  【妊娠15週までの届出率】100%	妊婦届出状況	・妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。 ・検査項目の拡充を継続し、妊婦の健康管理の充実を図る。	・妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担することにより、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援した。 H28年度から検査項目を拡充したが、継続実施できており、妊婦の健康管理の充実を図った。  【妊娠15週までの届出率】97.6%	○	・医療機関との連携や他事業を通じての周知を継続し、速やかな妊婦届出を促していく。	→	・妊婦一般健康診査費用14回分を公費負担することで、積極的な受診を勧奨し、安心して妊娠・出産を迎えられるよう支援する。 ・検査項目の拡充を継続し、妊婦の健康管理の充実を図る。	146,346	・上越市健康増進計画 ・上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課
			2	妊産婦新生児訪問指導事業、こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境等の把握、必要な保健指導を行う。	母子保健法の規定に基づき、保健指導を受けることが必要な妊産婦等の家庭を訪問し、妊娠・出産・育児等に必要な指導を行うことにより、正常な妊娠・出産または育児の確保に努め、もって母子の健康の保持及び増進を図る。	○	○	乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供を行うことにより、安心して育児を行うと共に母子の健康の保持増進を図ることができる。  【出生児の訪問率】全数訪問を目指す。未訪問者に対して健康診査やその後の訪問等により支援する。	・妊産婦・新生児訪問指導実施状況 ・こんにちは赤ちゃん訪問実施状況	生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援や発育発達・栄養に関する情報提供や養育環境の把握、必要な保健指導を行う。	・生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、養育環境等を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供や発育発達・栄養など必要な保健指導を行った。  【出生児の訪問率】99.5%	○	・長期間の里帰りや入院等で訪問できない家庭以外は、助産師・保健師による訪問を実施し、必要な保健指導を行うことができた。 ・4か月までに訪問できなかった家庭には、3か月健診や電話等で支援を行った。	→	・生後4か月までの乳児のいる家庭等を訪問し、子育て支援に関する情報提供や発育発達・栄養など必要な保健指導を行う。	7,250	・上越市健康増進計画 ・上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課
			3	乳幼児健診事業	適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できるよう、適切な時期に健康診査を実施し、疾病・異常の早期発見に努めるとともに、発育発達に応じて支援する。			乳幼児健診の受診により、疾病・異常の早期発見に努めるとともに、保護者自身が子どもの発育発達を確認することができる。  【乳幼児健診の受診率】98%以上を維持する。	乳幼児健診受診率(3か月、6か月、9か月、1歳6か月、3歳)	・適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病、異常の早期発見や育児支援を行う。 ・受診率向上のための受診勧奨に努める。	・適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達を目指し、疾病や異常の早期発見や育児支援を行った。  【乳幼児健診の受診率】97.1%	△	・未受診者に対する受診勧奨を行うことにより、目標を達成できるよう受診を促していく。	→	・適切な時期に乳幼児健診を実施することにより、乳幼児の健やかな成長発達をめざし、疾病や異常の早期発見や育児支援を行う。 ・受診率の維持、向上のための受診勧奨に努める。	56,792	・上越市健康増進計画 ・上越市歯科保健計画	健康づくり推進課
			4	予防接種事業	予防接種の実施により、感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防を図る。	予防接種を実施し、感染の恐れがある疾病の発生や蔓延を防止、公衆衛生の向上を図る。			感染のおそれのある疾病を予防し、公衆衛生の向上及び増進を図るとともに、乳幼児・児童・生徒の感染症の予防を図る。  【接種率】90%	公費対象の被接種者数実績	乳幼児の予防接種について、接種率向上のため引き続き、広報やホームページ掲載、個別通知、乳幼児健診時の指導等による接種勧奨に努める。	【接種率】91.60%  ※ヒブ、小児用肺炎球菌、四種混合、BCG、麻しん風しん、水痘、B型肝炎の平均	○	・目標接種率の90%を上回る事ができた。	→	乳幼児の予防接種について、接種率向上のため、引き続き広報やホームページ掲載、個別通知、電子母子手帳アプリによるプッシュ通知、乳幼児健診時の指導等による接種勧奨に努める。  【接種率】90%	292,204		健康づくり推進課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			5	フッ化物塗布事業	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する。	歯や口腔の健康状態を保ち、幼児の健康の保持増進を図る。			幼児期における歯質の向上と、う蝕予防の徹底により、幼児の健康の保持増進を図ることができる。 【フッ化物塗布の実施率】80%	歯科健診受診者に対するフッ化物塗布実施率(1歳6か月児、2歳児、3歳児)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施する。	・幼児期における歯質の向上と、う蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布を実施した。 【フッ化物塗布の実施率】79.4%	△	・目標に向かって実施率は上昇しているが、引き続き幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底していく。	→	・幼児の健康な成長を図るため、フッ化物塗布(1歳6か月児、2歳児、3歳児)を実施する。	10,077	・上越市健康増進計画 ・上越市歯科保健計画	健康づくり推進課
			6	フッ化物洗口事業(保育園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、保育園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率の向上を図る。			幼児期における歯質の向上と、う蝕予防を徹底し、保育園でのフッ化物洗口の実施率が向上されている状態。 【フッ化物洗口の実施率】(フッ化物洗口を実施している園児の割合)95%	フッ化物洗口の実施率	・歯科衛生士によるむし歯予防教室やおたより等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 ・未実施の園に対し、フッ化物洗口に関する理解が得られるよう、引き続き園長会議等で実施を働きかける。 ・29年度に新たにフッ化物洗口を実施予定の1園に対し、運営費補助や技術的支援を行う。	【フッ化物洗口の実施率】97.7% (1,996/2,044人) 公立100% (41/41園) 私立65.0% (13/20園) ・今年度新規実施園(1園)に対して技術的支援を行った。 ・8月の私立保育園・認定こども園の園長会議において、フッ化物洗口実施への働きかけを行った。 ・保護者に対して、むし歯予防教室やおたより等でフッ化物洗口の安全性、必要性について周知した。	○	・むし歯予防教室やおたより等でフッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 ・未実施の園に対し、フッ化物洗口に関する理解が得られるよう、引き続き園長会議等で実施を働きかける。 ・30年度に新たにフッ化物洗口を実施予定の1園に対し、運営費補助や技術的支援を行う。	→	・歯科衛生士によるむし歯予防教室やおたより等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 ・未実施の園に対し、フッ化物洗口に関する理解が得られるよう、引き続き園長会議等で実施を働きかける。 ・30年度に新たにフッ化物洗口を実施予定の1園に対し、運営費補助や技術的支援を行う。	5,501 10 600		保育課
			6	フッ化物洗口事業(幼稚園)	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図るため、幼稚園においてフッ化物洗口を実施する。	幼児期における歯質の向上とう蝕予防を徹底し、幼児の健康な成長を図る。			希望する幼児全員。 【フッ化物洗口の実施率】95%	フッ化物洗口を希望する幼児の割合が前年度を上回る。	歯科衛生士による親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。	・親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導、おたより等でフッ化物洗口の安全性、必要性について周知した。 【フッ化物洗口の実施率】80.4% (41/51人)	△	・むし歯予防教室やおたより等でフッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。 ・園歯科医より保護者に対して講演会を実施し、より一層、保護者の理解を深めていく。	→	・歯科衛生士による親子ブラッシング教室や、養護教諭による歯科保健指導等を通して、フッ化物洗口に対する保護者の理解を深めていく。	7,126		学校教育課
			7	ブラッシング指導会	幼児期において歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図るため、歯科衛生士より親子に対するブラッシング指導会を実施する。	歯科衛生士によるブラッシング指導を通して、幼児や保護者に歯の健康に興味関心を持たせ、う蝕予防を図る。			幼稚園に在園している5歳児幼児とその保護者全員が歯科衛生士によるブラッシング指導を受けている。	ブラッシング教室への参加状況	歯科衛生士による5歳児の親子を対象にしたブラッシング教室を実施し、歯みがきの大切さについて、保護者・幼児の意識の向上を図る。	・歯科衛生士による5歳児の親子を対象にしたブラッシング教室を実施した。(5歳児27人)	○	・引き続き、歯科衛生士によるブラッシング指導を継続する。	→	・歯科衛生士による5歳児の親子を対象にしたブラッシング教室を実施し、歯みがきの大切さについて、保護者・幼児の意識の向上を図る。	7,126		学校教育課
			追 8	むし歯予防教室	保育園児とその保護者を対象に、歯科衛生士を講師として、虫歯予防の知識啓発及びブラッシング指導等を、各園年1回実施する。	むし歯の予防及び早期治療の必要性・大切さを保護者や園児が認識し、実行していくための意識の向上を目指す。			むし歯予防への関心を維持するために、教室の継続実施ができている状態。 【むし歯予防教室の実施率】100%を維持する。	むし歯予防教室の実施率	すべての対象園(61園)で実施する。	・全ての園において、歯科衛生士による4歳児(概ね)の親子を対象に、むし歯予防教室を実施した。 公立100%(41/41園) 私立100%(20/20園)	○	・引き続き、歯科衛生士によるむし歯予防教室を継続する。	→	・歯科衛生士による4歳児の親子を対象にしたむし歯予防教室をすべての対象園(61園)で実施する。	262 6 129		保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			9	休日・夜間診療所	休日や夜間における急な発熱やケガなど比較的軽い症状に対する応急医療を行う。	病院等の診療時間外における一次救急医療機関として市民の受診機会を確保し、地域における救急医療体制の充実を図る。			年間を通じて病院等の診療時間外における第一次救急医療体制の確保が図られている状態。 【開設日数】 365日	・休日・夜間診療所運営委員会での検証 ・年間の開設状況	年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。	・年間を通じて休日・夜間診療所を開設し、病院等の診療時間外における第一次救急医療体制を確保した。 ・休日・夜間診療所運営委員会を開設し、診療所の運営に関する協議を行った。(2回) 【開設日数】 365日	○	・休日・夜間診療所を開設し、病院やかかりつけ医等が診療時間外のとくも安心して医療を受けることができる体制を確保した。 ・来年度も引き続き、年間を通じた夜間・休日における救急医療体制を確保する。	→	・年間を通じて休日・夜間診療所を平日夜間及び休日等に開設し、救急医療体制の構築に向けて軽症患者に対する初期救急医療を提供する。	91,188		地域医療推進室
		追	10	電子母子手帳	妊娠中または子育て中の方へ、予防接種や各種健診の日程など、妊娠・出産・育児に必要な情報を、スマートフォンなどのモバイル端末へ提供する「電子母子手帳」のサービスを開始する。	妊娠・出産・育児に関する情報をモバイル提供することを可能にし、母子の健康保持ならびに子育てに関する支援環境の充実を図る。			妊娠届出時をはじめ各種母子保健事業において周知し、妊娠届出者全員がサービスを利用している状態。 【妊娠届出時における周知】 100%	妊娠届出時における事業周知状況	・広報しようえつでの周知、妊娠届出の際にチラシを配布し、アプリをダウンロードしてもらう。 ・オープンイベントや、こどもセンターでの周知等で利用者の増加を図る。	・オープンイベントや各種母子保健事業において、アプリの周知を行った。また、市内公立保育園に依頼し、ポスター掲示を行った。 ・妊娠届出等における周知や市ホームページや広報上越での周知も行うとともに、平成29年度版母子健康手帳および父子手帳にQRコードを印刷し、アプリの利用を推奨した。 【ダウンロード数】 4,154件	○	・関係課との内容更新に関する検討を行い、内容の充実を図る。	→	・妊娠届出をはじめとする各種母子保健事業においてアプリの周知を行うとともに、市ホームページや広報上越での周知を継続する。	146,346	・上越市健康増進計画 ・上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課
2 子育てに対する経済的支援の充実																			
			1	不妊治療費助成事業	不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。	安心して妊娠・出産を迎えるため、不妊治療を行っている市民に不妊治療費の一部を助成し、経済的負担の軽減を図る。			市民への事業の周知及び医療機関へのパンフレットの配布等により、必要な人がもれなく制度の利用につながっている状態。	・不妊治療費助成事業助成状況 ・市民及び産婦人科医療機関への周知状況	・市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へパンフレットの配布及び制度説明を行う。 ・不妊に悩んでいる夫婦に対し、不妊治療にかかる費用の一部を助成する。	○	・医療機関の説明及び市民への周知を図ったことで、申請件数が増加した。	→	・平成30年度から不妊治療だけでなく、不育治療に関しての助成を実施する。 ・市内産婦人科医療機関への説明を行うとともに、市ホームページ等で市民への周知を行っていく。	19,636	上越市健康増進計画	健康づくり推進課	
			2	妊産婦・子ども医療費助成事業	・妊産婦医療費助成 ・市民税所得割非課税世帯の妊産婦に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。 ・子ども医療費助成 入院・通院ともに0歳～中学校卒業までの子どもの医療費に対し、自己負担金から一部負担金等を控除した額を助成する。	疾病の早期発見と早期治療を促すとともに、子育て支援として保護者の経済的負担を軽減する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【申請漏れ件数】 0件	住民票異動リストとの突合により確認	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。	○	・市民課等と連携し、制度対象になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	→	・市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、案内を行う。 ・平成30年9月診療分から、未就学児の受診にかかる自己負担金を無料化する。 ・新制度の周知を6月医療機関宛、8月受給者宛、9月1日号広報上越で行う。	685,991	上越市子どもの権利基本計画	子ども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			3	児童手当給付事業	中学校3年生までの子どもを対象に手当を給付する。	児童を養育する家庭等における生活の安定を図るとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長を支援する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【申請漏れ件数】0件	住民票異動リストとの突合により確認	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・引き続き住民票異動リストをもとに未申請者に対し申請を促す。	・出生及び転入による受給資格者について、市民課と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対して案内を行った。 ・離婚を前提とした別居や子どもの別居監護による受給者の変更や受給資格の消滅が発生すると思われる対象者へ随時案内を行った。	○	・市民課等と連携し、制度対象になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	→	・市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・住民票の異動状況を随時確認し、未申請者に対し、随時案内を行う。 ・未申請者に対し、通知を行い、制度の周知を図る。	2,862,638	上越市子どもの権利基本計画	こども課
			4	児童扶養手当給付事業	ひとり親家庭等の父または母等に対して手当を給付する。	ひとり親家庭等の生活の安定と、子育てにかかる経済的負担の軽減を図る。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。 【制度の周知回数】2回	広報紙による制度の周知回数	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。	・離婚や配偶者との死別等に伴い受給資格が発生すると思われる戸籍の届出を行った方について、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号、12月15日号で制度の周知を行った。	○	・市民課等と連携し、ひとり親になるタイミングを捉え、制度の周知と申請案内を行った。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・法改正に伴い、平成30年8月分からの手当額について、本人所得にかかる手当額算定の制度拡充を行う。 ・制度の周知は、8月と2月に行う。	655,100		こども課
			5	保育料の軽減	国基準保育料に対する保護者負担割合について、国が示す徴収基準額より低い額で保育料を設定し、その差額は市が独自に負担する。	子育て家庭の経済的負担を軽減し、保護者が安心して子供を預けられる環境を整える。			子育て家庭の経済的負担が軽減され、保護者が安心して保育園に子どもを預けられる状態。 【保育料の軽減率】25%	保育料の軽減率	・平成29年度から市独自の軽減を拡充する。(年収約470万円未満世帯について、第3子以降の保育料を無料にするとともに、市民税所得割課税世帯の保育料を一律5%引き下げる。) ・平成29年度から国の制度改正による保育料の軽減を拡充する。(市町村民税非課税世帯の多子世帯について、第2子半額、第3子無料を、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降を無料とする。また、年収約360万円未満のひとり親世帯等について、第1子半額を、市町村民税非課税世帯並みに軽減する。) ・引き続き、保育料算定における旧年少扶養控除の実施、国の階層区分8階層を20階層に細分化等により、保育料軽減を図る。	・平成29年度から市独自の軽減の拡充を行った。(年収約470万円未満世帯について、第3子以降の保育料を無料にするとともに、市民税所得割課税世帯の保育料を一律5%引き下げた。) ・平成29年度から国の制度改正による保育料の軽減を拡充した。(市町村民税非課税世帯の多子世帯について、第2子半額、第3子無料を、第1子の年齢にかかわらず、第2子以降を無料とする。また、年収約360万円未満のひとり親世帯等について、第1子半額を、市町村民税非課税世帯並みに軽減した。) ・引き続き、保育料算定における旧年少扶養控除の実施、国の階層区分8階層を20階層に細分化等により、保育料軽減を図った。	○	市独自の軽減及び国の制度改正による軽減を適切に運用した。	→	・平成30年度から市独自の軽減をさらに拡充する。 【市独自の軽減】第1子の年齢に関わらず、年収約470万円未満の世帯の第2子の保育料を、ひとり親世帯は無料に、その他世帯は半額に軽減。ひとり親世帯の第1子は非課税世帯並みに軽減。	1,989,087 2,746 2,477,380		保育課



上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			6	私立幼稚園就園奨励費補助金	私立幼稚園の入園料・保育料を対象に、保護者の所得状況に応じた補助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図る。	幼児教育を受ける権利を平等に享受できるよう、保護者の所得に応じた保育料補助を行い、幼児教育の振興を図る。			幼児期の教育を希望する保護者が、経済的な理由により教育を受けられないことがないように、必要な補助を行う。	支援が必要な保護者を把握し、当該保護者全員に必要な補助を行う。	新制度(所得状況に応じて保育料を設定する制度)に移行しない私立幼稚園に対し、支援が必要な保護者の把握に努め、対象者全員に所得状況に応じた補助を行う。	・幼稚園と連携を取りながら、支援が必要な保護者の把握に努め、当該保護者全員に必要な補助を行った。	○	・幼稚園に対して追加申請者の有無を随時確認し、園の状況把握に努めた。	→	・満3歳児が3歳の誕生日を迎えた時点で補助金受給対象となることから、年度当初から園に対し3歳児の申請漏れが無いよう周知するとともに、補助金交付対象者になりえる人が未申請とならないよう周知を徹底する。	84,912	上越市総合教育プラン	教育総務課
			7	就学援助費(特別支援教育就学奨励金)	障害のある児童生徒が特別支援学級で学ぶ際に、保護者が負担する教育関係経費を、家庭の経済状況に応じて支援する。	障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点で、個々の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行う特別支援学級に就学する児童生徒の就学に必要な経費の一部を援助する。			特別支援学級で学ぶ児童生徒の保護者の経済的負担が軽減され、必要な支援を受けられる状態。	【制度の周知回数】 年3回	特別支援学級に在籍する児童生徒に必要な支援を行うため、対象者の申請漏れがないよう、年3回制度案内を配布する。	・4月、9月、1月に対象児童生徒の保護者に対し、学校で制度案内を配付し、随時申請を受け付けた。	○	・制度周知により、特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、就学奨励費の支給による経済的支援を行うことができた。	→	・特別支援学級に在籍する児童生徒に必要な支援を行うため、対象者の申請漏れがないよう、年3回制度案内を配布する。	102,705 93,162	上越市総合教育プラン	学校教育課
			8	就学援助費(要保護及び準要保護児童生徒援助費)	経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため学用品費や給食費などの支援を行う。	学校教育法第19条「経済的理由によつて、就学困難と認められる学齢児童又は学齢児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。」の規定に基づき、経済的に困窮する世帯の教育費の一部負担軽減を図るため、学用品費や給食費などの支援を行う。			市内小中学校に通う児童生徒のうち、経済的に困窮する世帯の経済的負担が軽減され、必要な援助が受けられる状態。	【制度の周知回数】 年3回	年3回、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	・4月、9月、1月に対象児童生徒の保護者に対し、学校で制度案内を配付し、随時申請を受け付けた。	○	・制度の周知を徹底して、援助が必要な児童生徒に援助費を支給することができた。	→	・年3回、市内小中学校の全児童生徒に制度案内を配布する。	102,705 93,162	上越市総合教育プラン	学校教育課
			9	通学援助費	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。	遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減を図る。			遠距離通学する児童・生徒の通学費を援助し、保護者の負担軽減が図られている。	【制度の周知回数】 2回	保護者に確実に援助ができるよう、学校と連携して制度の周知を徹底する。また、対象者の把握に努め、対象者の申請漏れがないようにする。	・保護者に確実に援助ができるよう、学校と連携して制度の周知を徹底した。 ・また、対象者の把握に努め、対象者の申請漏れがないようにした。	○	・学校と連携し、制度の周知を徹底することで、対象者から確実に申請を受けられるよう努めた。	→	・学校と連携し、制度の周知を徹底する。 ・また、対象者の把握に努め、対象者からの申請漏れがないようにする。	20,381 27,755	上越市総合教育プラン	学校教育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			10	子育てジョイカード事業	18歳未満の子どもが3人以上いる世帯に「子育てジョイカード」を交付し、カードを提示した人に対し、協賛店舗等が商品の割引や特典などのサービスを提供する。	子育てしやすい環境をつくるため、多子世帯に対し、企業の協力を得て商品の割引等各種サービスを提供し、子育て世帯の経済的負担の軽減を図る。			新規協賛店舗数を増やし、多子世帯の経済的負担の軽減が図られている状態。  【新規協賛店舗数】 25店舗以上(H26年度比)	新規協賛店舗数	・ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、直接店舗を訪問し、個別に勧誘を促す。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載する。	・ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、直接店舗を訪問し、協賛依頼を行った。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載した。  【新規協賛店舗数】 4店舗 【協賛店舗数】 (平成30年3月28日現在) 412店舗	○	・チラシの配布及び企業訪問を行った結果、新規協賛店舗の拡充が図られた。	→	・ジョイカード未協賛企業に対し、募集チラシを送付するほか、直接店舗を訪問し、個別に勧誘を促す。 ・広報上越に協賛店の募集記事を掲載する。	490		こども課
			11	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等の父又は母等及び児童の医療費について、自己負担金から一部負担金を控除した額を助成する。	疾病の早期発見・早期治療を促すとともに、ひとり親世帯の経済的負担を軽減する。			対象となるすべての人が、受給資格を有している状態。  【制度の周知回数】 2回	広報紙による制度の周知回数	・申請漏れが起こらないよう、市民課窓口と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・ホームページや広報上越(年2回)での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行った。 ・広報上越8月1日号で制度の周知を行った。	○	・市民課を始めとした関係課と連携により、十分な周知を行うことができた。	→	・申請漏れが起こらないよう、市民課等と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・ホームページや広報上越(年2回)での制度の周知・案内を行い、未申請者に対し申請を促す。 ・平成30年9月診療分からの子ども医療費助成の拡充について、周知を随時行っていく。	90,892		こども課
			12	母子家庭等の自立支援の推進	・自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金を支給し、就職に有利な資格等の取得を支援する。 ・また、母子自立支援員を配置し、母子・父子家庭の個々の状況に応じた相談・指導等の支援を行う。	ひとり親家庭の経済的自立を促すことで、生活の安定を図る。			ひとり親家庭等の保護者が就労し、経済的に自立している状態。  【制度の周知回数】 4回	制度の案内チラシの配付回数	引き続きハローワークとも連携しながら、就労支援PRを行う。新規申請者及び現況届出時に「無職」のひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。	・児童扶養手当定期支払通知等に就職支援案内を同封し、対象者全員に支援制度の案内を行った。(4月、12月定期支払通知、7月現況届書類送付、10月現況届結果通知、毎月の新規認定通知に同封) ・児童扶養手当申請者のうち無職の人に対し、制度を説明し、案内チラシを配布した。 ・自立支援プログラム作成:7件 ・自立支援教育訓練給付金:10件 ・高等職業訓練促進給付金:6人	○	・自立支援プログラムの作成件数は伸びなかった。一方、ハローワークの就労自立促進事業における児童扶養手当受給者の就職件数が目標の22件に対し46件の実績となっており、就労を希望するひとり親はハローワークの就労支援を受けたものと考えられる。	→	・引き続きハローワークとも連携しながら、就労支援PRを行っていく。新規申請者及び現況届出時に「無職」や所得の低いひとり親に対し、就労支援を働きかけていく。	11,787		こども課
			13	障害児福祉手当	精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童(20歳未満)に対し、手当を支給する。	重度障害児に対して、その障害のため必要となる精神的、物質的な特別の負担の軽減の一助として手当を支給することにより、特別障害児の福祉の向上を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	・身体障害者手帳及び療育手帳交付、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を実施した。  【受給者数】 110名 (H29.11月定例支払分) 110名 (H30.2月定例支払分)	○	・身体障害者手帳及び療育手帳交付、また関連性のある手続き対応の際、制度周知を実施したことにより、スムーズな申請手続きが図られた。	→	・引き続き、身体障害者手帳及び療育手帳交付、その他関連性のある手続きなどの窓口対応の際、制度の周知徹底を図る。	133,062	上越市障害者福祉計画	福祉課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課			
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)		
			14	特別児童扶養手当	精神または身体に障害のある児童(20歳未満)を在宅で監護・養育する人に対し、手当を支給する。	精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの児童の福祉の増進を図る。			関係機関と連携を図りながら、窓口等での制度周知を漏れ落ちがないよう徹底されている。	身体障害者手帳及び療育手帳交付時、その他関連性のある手続き対応時に制度周知を実施したか、漏れ落ちがないかどうか、職員間で確認する。	関係機関と連携を図りながら、申請漏れのないよう、窓口等での制度周知の徹底に努める。	○	・新規で身体障害者手帳及び療育手帳交付時に制度周知を実施したことによりスムーズな申請手続きができた。 【受給者数】 349名 (平成29.11月定例支払分) ※平成29.12.31受給権者数 355名	○	・関係機関と連携を図りながら、該当になりそうな児童の保護者に対して保健師や医療機関の相談員を通じて制度周知を徹底することができた。	→	・関係機関と連携を図りながら、対象となる方が申請漏れとならないよう窓口等での制度周知の徹底に努める。	なし	上越市障害者福祉計画	福祉課
		追	15	未熟児養育医療給付事業	生まれたときの体重が2,000g以下であるか、または2,000gを超えていても医師の診断により生活薄弱であって、一定の症状を有している乳児に対し、入院養育が必要と認められた場合に必要医療の給付を行う。	正常の新生児に比べて疾病に罹りやすく死亡率が高い未熟児に対し、必要な医療を給付することで、保護者の経済的な負担を軽減する。			対象となるすべての人が、医療の給付を受けている状態。 【申請漏れ件数】 0件	市内の指定養育医療機関に対する対象者の照会	指定養育医療機関と連携し、申請漏れがないよう周知する。	○	・指定養育医療機関と連携し、対象者へ制度の案内を行った。 ・問合せに応じ随時案内を行った。 【新規申請数】:29件	○	・指定養育医療機関と連携し、制度対象になるタイミングで指定養育医療機関から情報提供等を受け、申請案内を行った。	→	・指定養育医療機関と連携し、対象者に手続きの案内を行う。 ・平成30年9月診療分からのこども医療費の拡充について、周知を6月医療機関、8月受給者、9月1日号広報上越に行う。	8,433	上越市子どもの権利基本計画	こども課
		追	16	入学支度金支給事業	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給し、保護者の経費負担の軽減と教育機会の均衡を図る。			新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の保護者に入学支度金を支給した件数。	申請のあった対象者へ入学支度金を支給した件数。	新潟県教育委員会が指定する地域に居住する児童・生徒の教育の振興を図るため入学支度金を支給する。	○	・対象地域での入学予定者がいなかったため、入学支度金の支給はなかった。	○	・入学支度金の対象者の把握に努める。	→	・入学支度金の対象者把握のため、入学予定対象者を確認する。	12 18		学校教育課
3 多様な保育サービス等の提供																				
			1	保育園の再配置等の推進	施設の老朽化、児童数の減少・偏在、保育ニーズの多様化等保育を取り巻く課題に対応するため、適正な規模の保育園を配置することにより、安心して子育てができ、持続可能な保育環境を確保する。	地域の状況に見合った適正な規模の保育園を適正に配置することで、安心して子育てできる良好な保育環境を整備する。			保育園の再配置等に係る計画(第2期)に基づく整備が完了している状態。	全公立保育園のうち、解決すべき課題が解消された保育園数及び再配置の方針が決定した保育園数	個別事業の計画に基づき、統合・移転整備事業を実施する。 ①吉川区 ・開園竣工式、旧旭・吉川中央保育園除却工事完了 ②北本町 ・建築工事、外構工事、工事監理委託、駐車場整備工事完了 ③中央・古城 ・建築工事着手、工事監理委託 ・照明移設工事完了 ④名立区 ・建築設計、造成設計、造成工事(水路)完了	○	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業を実施した。 ①吉川区 旧旭・吉川中央保育園除却工事(9月～12月完了) ②北本町 建築工事(11月完了)、工事監理(1月完了)、外構工事(9月～3月完了) ③中央・古城 建築工事(9月～H30.9月)、工事監理(9月～H30.10月) ④名立区 造成設計(6月～10月完了)、造成工事Ⅰ(11月～3月完了)	○	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業を実施できた。 ・今後も、計画に沿った事業の進捗に努める。	→	・個別事業計画に基づき、統合・移転整備事業を実施する。 ③中央・古城 建築工事(9月まで)、工事監理(10月まで) ④名立区 造成工事Ⅱ(6月～1月)、建築工事(3月～H31.12月まで)、工事監理(3月～H32.1月まで)	846,679 48,340	上越市保育園の再配置等に係る計画(第2期)	保育課
			2	保育園の環境改善	多様化する保育ニーズに対応するため、園舎の改修等を図り、安全・安心な保育環境を整備する。	園児等が安全・安心に保育を受けられる環境を整備する。			公立・私立保育園の安全な保育環境が維持されている状態。	・緊急時の修繕の対応 ・計画修繕の実施	・公立保育園については、修繕計画に基づき、計画的に発注できるよう準備を進めるとともに、緊急時においても時機を逸することなく必要な修繕を行う。 ・私立保育園についても、必要性に応じた補助を行う。 ・整備費への補助金交付 1園 ・改築費等への補助金交付 2園 ・施設の防犯対策強化整備費への補助金交付 10園	○	・公立保育園について、安全な保育環境を整備・維持するため、計画的に実施する修繕とともに、不調・故障等に伴う緊急時の修繕を行った。 【公立・修繕件数(実施済の件数)】 ○個所付け修繕 94件 ○緊急修繕 336件 ・私立保育園について、国の交付金等を活用し補助金を交付した ○改築、増築 3園 ○防犯対策 10園	○	・引き続き、計画に沿って園の修繕等を行う。	→	・公立保育園については、修繕計画に基づき、計画的に発注できるよう準備を進めるとともに、緊急時においても時機を逸することなく必要な修繕を行う。 ・私立保育園についても、必要性に応じた補助を行う。 ・整備費への補助金交付 1園 ・改築費等への補助金交付 2園	1,989,087 213,375		保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			3	通常保育事業(3歳未満児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。  【待機児童数】0人	待機児童数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。</li> <li>・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。</li> <li>・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者の確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育が必要な子どもに対して、必要となる保育士を配置した。</li> <li>公立保育園41園地域保育園1園</li> <li>園児数 3,246人</li> <li>正規職員数 303人(園長含む)</li> <li>非常勤職員数 498人(うち有資格者360人)</li> <li>・年度途中の入園希望者に対応するため、ハローワークで有資格保育士及び無資格保育補助者等を募集した。</li> <li>面接応募者 56人</li> <li>採用者 50人</li> <li>・8月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とする再就職セミナーを開催したが、応募者がなく開催中止となった。</li> <li>・11月と2月に予定していた再就職セミナーは実施せず、12月と2月に実施した非常勤職員の採用試験で保育士を確保した。</li> <li>【待機児童数】0人</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。</li> <li>・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。</li> <li>・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。</li> </ul>	1,989,087		保育課
			4	通常保育事業(3歳以上児)	保護者の就労や疾病などの理由により、家庭において保育することができない就学前児童を保育園の通常の利用時間内において保育する。	家庭の保護者にかわって保育を行い、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整備する。			保育が必要な子どもに対して、年間を通じて保育が提供されている状態。  【待機児童数】0人	待機児童数	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。</li> <li>・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。</li> <li>・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者の確保に努める。</li> <li>・新潟県保育サポートセンターに登録し、潜在保育士の確保に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育が必要な子どもに対して、必要となる保育士を配置した。</li> <li>公立保育園41園地域保育園1園</li> <li>園児数 3,246人</li> <li>正規職員数 303人(園長含む)</li> <li>非常勤職員数 498人(うち有資格者360人)</li> <li>・年度途中の入園希望者に対応するため、ハローワークで有資格保育士及び無資格保育補助者等を募集した。</li> <li>面接応募者 56人</li> <li>採用者 50人</li> <li>・8月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とする再就職セミナーを開催したが、応募者がなく開催中止となった。</li> <li>・11月と2月に予定していた再就職セミナーは実施せず、12月と2月に実施した非常勤職員の採用試験で保育士を確保した。</li> <li>【待機児童数】0人</li> </ul>	○	<ul style="list-style-type: none"> <li>・引き続き、保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。</li> <li>・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。</li> <li>・年度途中の入園希望に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。</li> </ul>	1,989,087		保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			5	延長保育事業	通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を必要とする児童を保育園で保育する。	就労形態の多様化、長時間勤務などに伴う保育時間の延長に対する保育ニーズに対応する。			延長保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。 【利用申込みに対する受入状況】 100%	利用申込数に対する受入れ状況	・延長保育が必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者を確保に努める。 ・新潟県保育サポートセンターに登録し、潜在保育士の確保に努める。	・保育が必要な子どもに対して、必要となる保育士を配置した。 公立保育園41園 地域保育園1園 園児数 3,246人 正規職員数 303人(園長含む) 非常勤職員数 498人(うち有資格者360人) ・年度途中の入園希望者に対応するため、ハローワークで有資格保育士及び無資格保育補助者等を募集した。 面接応募者 56人 採用者 50人 ・8月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とする再就職セミナーを開催したが、応募者がなく開催中止となった。 ・11月と2月に予定していた再就職セミナーは実施せず、12月と2月に実施した非常勤職員の採用試験で保育士を確保した。 【利用申込に対する受入状況】 100%	○	・引き続き、保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望者に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	→	・保育が必要な子どもに対して、保育が提供されるよう必要な保育士を配置する。 ・年度途中の入園希望者に対応するため、年間を通じハローワークで保育士資格者を募集する。	1,989,087		保育課
			6	一時預かり事業(保育園)	保育園において、児童を一時的に預かる保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。			一時預かりが必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・一時預かりが必要な子どもに対して保育が提供されるよう職員を配置する。 ・保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とした再就職セミナーを実施し、保育士資格者の確保に努める。 ・新潟県保育サポートセンターに登録し、潜在保育士の確保に努める。	・一時預かりが必要な子どもに対して保育士を配置した(公立16園、私立5園)。 ・8月に保育士資格取得者(潜在保育士)を対象とする再就職セミナーを開催したが、応募者がなく開催中止となった。 ・11月と2月に予定していた再就職セミナーは実施せず、12月と2月に実施した非常勤職員の採用試験で保育士を確保した。 ・新潟県保育サポートセンターへの登録  (実績)延べ利用者数 公立保育園 5,007人 私立保育園 2,075人	○	・一時預かりが必要な子どもに対して保育士を配置した。	→	・一時預かりの需要に応えるため、職員配置等を適切に行う。	1,989,087 2,477,380 267,660		保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)
		拡	6	一時預かり事業(幼稚園)	幼稚園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		私立幼稚園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況		・旧制度(私学助成の預かり保育)により、一時預かり事業を実施した。	○	・幼稚園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、必要な子どもに保育を提供した。 ・平成30年度は実施予定が無いため事業は見込まない。				教育総務課
		拡	6	一時預かり事業(認定こども園)	認定こども園の教育時間外において、児童の一時預かりを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		認定こども園に、一時預かり事業(幼稚園型)を委託し、利用が必要な子どもを預かる環境が整っている状態。	利用申込数に対する受入れ状況		・認定こども園3園において、旧制度(私学助成の預かり保育)により、一時預かり事業を実施した。	○	・引き続き、旧制度の一時預かり事業を行い、幼稚園型の一時預かり事業の実施は見込まない。				保育課
			7	休日保育事業	私立保育園において日曜日、国民の祝日等に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴う日曜日、国民の祝日等の保育ニーズに対応する。			休日保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。	利用申込数に対する受入れ状況	・私立2園において休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもの受け入れを行う。	・私立保育園2園において、休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもを受け入れた。  【延べ利用者数】 551人	○	・概ね月に延べ40人前後の利用がある。 ・また、数名は実施園と異なる園児である。 2園は来年度以降も事業実施の予定。	・私立2園において休日保育を実施し、休日保育が必要な子どもの受け入れを行う。	2,477,352		保育課
		拡	8	ファミリーヘルプ保育園	家庭において一時的に保育を受けることができない児童について、昼間、夜間又は24時間の保育サービスを実施する。	就労形態の多様化に伴う一時的な保育や保護者の疾病などによる緊急的な保育に対応する。	○		保育が必要な子どもに対して、保育が提供されている状態。  【利用申込数に対する受入れ率】 100%	利用申込数に対する受入れ率	・緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、保護者が安心して児童を預けることができる環境づくりを行う。 ・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。  【利用申し込み数に対する受入率】 100% 【延利用者数】 8,852人 前年比576人の増	○	・緊急又は一時的な保育ニーズに対し、適切に保育サービスを提供した。	・緊急又は一時的な保育ニーズに柔軟に対応し、利用者が安心して児童を預けることができる環境づくりを行う。 ・利用要件に合致した場合には100%受け入れる。	69,037		保育課
			9	家庭的保育事業	私立保育園を運営する法人が、保育士の居宅において少人数の乳幼児に実施する保育に対して補助金を交付する。	就労形態の多様化に伴い、保育所内で実施できない時間帯の保育を行う。			家庭的保育事業が必要な人に対して、保育が提供されている状態。	(家庭的保育事業は平成27年度をもって終了し、ファミリーヘルプ保育園において事業を引き継ぐ。)								保育課
			10	病児保育事業	生後3か月から小学校6年生までの児童が、病気の回復期に至っていないため集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期に至っておらず、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図られている状態。  【利用申込数に対する受入れ率】100%	利用申込数に対する受入れ率	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申し込みに対して、100%受け入れる。 ・保育園等に在籍していない児童も利用できるようにする。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・保育園等に在籍していない児童の利用を可とした。  【利用申込数に対する受入率】 100% 【延利用者数】 ・病児保育室 3,370人 前年比236人の減 【小学4年生以上の利用者数】 79人	○	・引き続き、利用申込に対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。	・利用申し込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申し込みに対して、100%受け入れる。	64,171		保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			11	病後児保育事業	生後3か月から小学校6年生までの児童が、病気の回復期にあり集団保育が困難で、かつ保護者の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合に保育等を行う。	病気の回復期であり、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図る。	○		病気の回復期であり、集団保育等が困難な児童を受け入れ、保育等を行うことで、保護者が安心して子育てと就労の両立を図られている状態。  【利用申込数に対する受入れ率】100%	利用申込数に対する受入れ率	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申込みに対して、100%受け入れる。 ・保育園等に在籍していない児童も利用できるように対象を拡充する。	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供した。 ・保育園等に在籍していない児童の利用を可とした。  【利用申込数に対する受入れ率】 100% 【延利用者数】 ・病後児保育室 1,286人 前年比25人の減	○	→	・引き続き、利用申込に対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。	・利用申込みに対する受入体制を確保し、必要なサービスを提供する。 ・利用申込みに対して、100%受け入れる。	64,171		保育課
			12	障害児保育事業	心身に障害を有する児童及び保育において配慮が必要と認められる児童に対して保育を実施する。	集団保育が可能な障害のある児童を受け入れ、通園する児童の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			集団保育が可能な障害のある子どもに対して、保育が提供されている状態。  【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】100%	保育において配慮が必要な児童の受入れ率	・障害のある児童を受け入れるため、必要な保育士を配置する。	・障害者手帳や療育手帳の交付を受けている児童のほか、個別に配慮を必要とする、いわゆる「気になる子」を受け入れた。  【保育において配慮が必要な児童の受入れ率】 100%	○	→	・引き続き、障害のある児童等を受け入れる。	・障害のある児童を受け入れるため、必要な保育士を配置する。	1,989,087 2,746 2,477,380		保育課
			13	保育園通園バスの運行	園児の通園に係る保護者の負担軽減を図るため、地域や保護者で組織する運行組合がバスを運行する。	通園バスを安全に運行し、利用者の利便性の向上を図る。			通園バスを安全に運行し、利用者の利便性が向上している状態。  【事故件数】 0件	・交通事故件数 ・運転業務報告書の確認	運転員の意識啓発を図るため、次の講習を実施する。 ・運転適性検査機を活用した適性検査 1回 ・運転技能診断 1回  また、運行組織を対象に、降雪期直前等の適切なタイミングで安全な運行に向けた通知を発生する。	【事故件数】 ・4件  【運転業務報告書】 ・四半期毎 4回  【利用実績】 ・利用児童総数 374人  ・利用率 26.5%	△	→	・引き続き、通園バスの安全な運行体制を確保するため、運行組織を対象に、降雪期直前等の適切なタイミングで安全な運行に向けた安全運転講習会の開催や注意喚起を行う。 必要に応じて運行組合との協議や支援等を行う。	・通園バスの安全な運行体制を確保するため、運行組織を対象に降雪期前等の適切なタイミングで安全な運行に向けた安全運転講習の受講や、実例を挙げた注意喚起を行う。  ・また、必要に応じて運行組合との協議や支援等を行う。  【事故件数】 ・0件  【運転員が原因となる事故件数】 ・4件	84,772		保育課
		追	14	看護師等雇用補助	0歳児を9人以上受入れする私立保育園に対して、看護師と保育士の雇用に係る補助金を交付する。	0歳児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者が安心して子どもを預けられる環境を整える。			0歳児を9人以上受入れる私立保育園に看護師等が雇用されている状態。	看護師等雇用園数	0歳児を9人以上受入れする私立保育園及び認定こども園に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付する。	・0歳児を9人以上受入れする私立保育園及び認定こども園に対して、看護師等を雇用するための補助金を交付した。  【交付実績】 私立保育園 4園 認定こども園 1園	○	→	・「0歳児を9人以上受け入れた場合」の補助要件を廃止し、看護師等の雇用を維持・促進することで、未満児の受入れを促進し、併せて保健衛生環境の維持向上を図る。	・私立保育園及び認定こども園に対して、看護師等が雇用できるよう補助金を交付する。	5,216		保育課
		追	15	私立保育研究会補助	私立保育園の保育士、調理員の資質向上を目的とした各種講習会、研究会等の実施に係る費用を補助する。	私立保育園の保育士、調理員の資質向上により、保育園入園児童の福祉の向上を図る。			各保育園で保育士や調理員の研修計画が作成され、必要な研修を受けられている状態	研修で学習したことが、日頃の保育に生かされている状態				→					保育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
		追	16	障害児一時保育事業	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図る。	障害のある乳幼児の一時保育を実施し、保護者の負担軽減を図り、子育てしやすい環境に寄与する。			保護者が安心して預けることができる環境(障害や特性に基づく関わり方、医療的な対応が必要な乳幼児については、看護師を設置することなど)づくりに努め、事故怪我等をゼロにする。	事故・怪我の件数	事故、怪我の無い一時保育を実施する。	・安全面の配慮を行い、事故、怪我の発生を予防し、一時保育を実施することができた。 【事故、怪我発生件数 0件】	○	・引き続き、保護者が安心して子どもを預けることができる環境づくりに努め、事故・怪我がない状態を継続させる。	→	・事故、怪我の無い一時保育を実施する。	2,324		こども発達支援センター
4 子どもの育ち支援の充実																			
			1	すくすく赤ちゃんセミナー	妊娠初期・中期・後期に教室を開催し、助産師、保健師、栄養士等が受講者の相談に応じ、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防と妊娠・出産に関する不安の解消を図る。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、妊娠・出産に関する不安を解消し、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防について考えることができる。 【初産婦参加率】80%以上	すくすく赤ちゃんセミナー2回目の初産婦参加率	妊娠届出時に教室案内チラシを配布するとともに、すこやかな妊娠・出産・育児に向けた教室内容とその必要性について周知を強化し、初産婦参加者の増加を図る。	・妊娠、出産育児の正しい知識を学び、妊娠や出産に関する不安解消を図るとともに、生まれてくる子とその親の将来の生活習慣病予防について考えることができるよう支援を行った。 【初産婦参加率】61.1%	△	・妊娠、出産に関する適切な指導を行うことができたが、参加率は低下している。	→	・妊娠届出時に教室案内チラシを配布するとともに、教室の内容についての説明や必要性についての周知を強化していく。 ・引き続き、妊娠、出産育児に関する情報提供を行うことで、不安解消を図るとともに、生活習慣病予防についても考えることができるよう支援する。	146,346	・上越市健康増進計画 ・上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課
			2	離乳食相談会	乳児の保護者が食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体計測により、子どもの発育・発達を確認し、発育・発達に応じた関わりができるよう支援する。	上越市健康増進計画の生涯を通じた健康づくりの推進についての取組に基づき、保護者が子どもの成長発達に関する学習ができる場を提供し、自ら子どもの育ちを確認できることを目指す。			乳児期の栄養指導により、適切な食習慣を確立することができる。 【第1子の参加率】90%以上	離乳食相談会初期の第1子の参加率	3か月児健診の集団教育を利用して、離乳食相談会の紹介を強化し、第1子の参加者の増加を図り、適切な食習慣を確立できる子を増やす。	・乳児の保護者が、食生活や生活リズムを含めた生活習慣と身体測定により、子どもの発育・発達状況に応じた関わりができるよう支援した。 ・3か月児健康診査時に事業を周知を行った。 【第1子の参加率】73.2%	△	・参加者に対しては、適切な内容で教室実施はできたが、第1子の参加率は目標に達しなかった。	→	・3か月児健診の集団教育を利用して、離乳食相談会の紹介を強化し、第1子の参加者の増加を図り、適切な食習慣を確立を目指す。	56,792	上越市健康増進計画	健康づくり推進課
			3	産前・産後ヘルパー派遣事業	産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	体調不良のため家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対し、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう支援する。	○		母子保健事業等において事業内容の周知を図り、必要な家庭がもれなく制度を利用できている状態。 ・各母子保健事業での周知状況 ・産前・産後ヘルパー派遣事業延利用状況	母子保健事業等において事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生した家庭に対して、安心して妊娠期や産後を迎えられるよう、ホームヘルパーを派遣する。	・妊娠届出時及びすくすく赤ちゃんセミナー等の母子保健事業において事業内容の周知を行った。 ・市ホームページでの市民への周知のほか、市内産婦人科医療機関へポスターとパンフレットの配布及び制度説明を行った。 ・利用希望者に対しては、他制度の活用も含め、適切に対応した。	○	・必要な家庭がもれなく制度を利用することができた。	→	・各種母子保健事業において、事業内容の周知を図り、産前・産後の体調不良等のため、家事や育児が困難な家庭及び多胎児を出生する家庭に、安心して妊娠期及び産後の生活を送れるようホームヘルパーを派遣する。	1,161	上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課	



上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			4	訪問指導事業	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康の保持増進を図る。		○	保健師、家庭相談員、栄養士等が必要に応じて乳幼児のいる家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じることにより、育児不安の軽減と母子の健康の保持増進を図ることができる。 【訪問件数】 700件	家庭訪問実施状況	保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養相談等に応じ、育児不安の解消を図る。	・保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養に関する相談に応じ、育児不安の解消を図った。 【訪問件数】 476件	○	・必要な家庭に対して、各専門職が適切に対応した。	→	・保健師、栄養士等が必要に応じて家庭等を訪問し、発育・発達・栄養に関する相談に応じ、育児不安の解消を図る。	10,187	上越市健康増進計画	健康づくり推進課
			5	助産師健康相談事業	電話及び来所による相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期の不安の軽減や知識の普及を図る。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。		○	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期について、相談や健康教育を行う中で各期における不安の軽減や知識の普及が図られている状態。	各母子保健事業での周知状況	妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図る。	・妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図った。	○	・各ライフステージにおける不安の軽減や知識の普及を図ることができた。	→	・妊娠届出時や妊産婦・新生児訪問、中学校・高等学校での講座等において相談先を周知し、電話及び来所相談や健康教育を行い、思春期から妊娠・出産・育児さらに不妊や更年期など各期における不安の軽減や知識の普及を図った。	2,199	・上越市健康増進計画 ・上越市男女共同参画基本計画	健康づくり推進課
			6	保育園・幼稚園巡回訪問事業	発育発達に不安のある乳幼児に対し、園や家庭と連携した早期の対応や支援を行うため、保育園・幼稚園への巡回訪問を実施する。	園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。		○	園内で気になる乳幼児やセンターに通室する乳幼児等に対し、定期的に園訪問を行うなかで、園側とともに効果的な育ちをバックアップし、早期対応に努める。 【実施園数】 全園	実施園数	引き続き、まずは園が主体となって気になる子を含めたクラス運営に取組み、より困難なケースについて、園からの要望に基づきセンターが巡回相談を実施した。 ・巡回相談時の「関係者による相談会議」の進行や取りまとめを園が主体的に務めた。	○	・園への巡回相談の実施により、園の主体的な取組やセンターとの情報共有が図られてきている。今後とも園との連携を進める中で、効果的な育ちの支援をバックアップし早期対応に努めていく。	→	・園が主体となって気になる子への支援に取り組み、より困難なケースについて、園からの要望に基づきセンターが巡回相談を実施する。	15,360		こども発達支援センター	
			7	児童発達支援事業	発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。	センターのサービスが、日常生活の生きがいに繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援する。		○	センターのサービスが、日常生活の生きがいに繋がるよう関係者と方向性を共有したなかで支援を展開する。 【個別支援計画作成割合】 100%	療育登録児にかかる個別支援計画実施率	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	○	・それぞれのケースに応じて、発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じ、必要な子どもに対して個別支援計画を作成し、当計画に基づく療育サービスを提供することができた。	→	・発育・発達を懸念する保護者からの相談に応じるとともに、必要な乳幼児に対し発達及び発育の支援を行う。 ・園での指導方針と結びついたセンター個別支援計画を作成する。	15,360		こども発達支援センター	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			8	上越市要保護児童対策地域協議会の運営	児童相談所、庁内関係課をはじめ、学校や警察などの関係機関が連携・情報共有を図り、要保護児童への適切な支援・指導を行う。	要保護児童等に対する支援の内容を検討し、要保護児童等の適切な保護又は支援を行うことで、児童の健全な育成を図る。			保護及び支援が必要な児童等について、要保護児童対策地域協議会において必要な情報が共有され、支援方針の確認と適切な指導・支援が行われている状態。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、年間を通じて重症度判定基準に沿った支援・情報共有ができたかを評価する。	要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	要保護児童対策地域協議会が管理するすべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認しながら、重症度判定に沿った指導・支援を行った。 ・虐待防止ハンドブックを改訂し、関係機関に配付した。 ・代表者会議 1回実施 ・全体会 2回実施 ・ブロック会議 14回実施	○	・代表者会議、全体会議等の他に、必要に応じて関係機関等で個別ケース検討会議を年151回実施(検討児童数159人)した。	→	・要保護児童対策地域協議会において、すべての要保護児童等について、関係機関との定期的な情報共有並びに支援方針の確認を行うとともに、虐待防止ハンドブックに掲載したアセスメントシートを活用し重症度の判定・見直しを定期的に行い、判定基準に基づいた支援・管理を行う。	7,322		すこやかなくらし包括支援センター
			9	子育てSOS支援相談員	子育てSOS支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援を行う。	発育・発達に応じた支援や、育児不安の軽減、虐待の予防・早期発見・対応により、母子の健康保持の増進を図る。			各種母子保健事業や子育てひろば等における育児相談から、虐待の早期発見、対応、支援に努めることができる。	子育てひろばでの相談実施状況	子育て支援相談員が、家庭相談員とともに各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から虐待の早期発見、対応、支援に努める。	○	・乳幼児健診をはじめとする母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から育児不安の軽減を図るとともに、虐待の早期発見、対応、支援に努めた。  【子育てひろばでの相談実施回数】 95回	→	・子育て支援相談員が家庭相談員とともに、各種母子保健事業や子育てひろば等に参加し、育児相談から育児不安の軽減を図るとともに、虐待の早期発見、対応、支援に努める。	56,792	上越市健康増進計画	健康づくり推進課	
			10	家庭相談員	家庭相談員を配置し、子育てに関する相談をはじめ情報提供などを行うことで虐待予防や早期発見に努め、併せて虐待を発見した場合には適切な対応を行う。	子育てに関する情報提供や相談を行うことで、子育て不安の解消や負担感の軽減を図り、虐待予防や早期発見につなげる。また、虐待を発見した場合は、早期かつ適切に対応することで、児童の健全育成を図る。			家庭相談員の資質向上により子育てに関する相談に適切に対応することで、虐待予防が図られているとともに、支援・指導が必要な家庭に対する適切な関わりにより、被虐待児童数が前年度よりも減少している状態。	被虐待児童数の前年比較	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	○	・相談員3名体制で、児童虐待や子育ての悩みに関する相談に応じている。 ・県主催の研修会に参加した。 ・保育園等の職員を対象とした研修会の実施及び講師派遣 4回 ・学校職員を対象とした研修会への講師派遣 4回 ・民生委員・児童委員を対象とした研修会への講師派遣 1回  【被虐待児童数】 428人(H30.3月末現在)	→	・継続的に関わる要保護児童等の状態を定期的に確認し、必要な支援・指導を行う。 ・家庭相談員の資質向上を図るための研修を実施する。	7,322		すこやかなくらし包括支援センター	
			11	子育て関連施設における相談の実施	常時、子育てひろば等において、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を定期的に開催し、助言その他の援助を行う。	常時、子育て相談に応じるほか、栄養士など専門職員による相談窓口を開設することにより、子育ての不安感等を緩和し、安心して子育てができる環境づくりを推進する。			子育て関連施設において、相談窓口を開設し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・こどもセンターの催しや子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	○	・相談内容を記録する。必要に応じ相談記録を確認し、子育て支援に活用する。  【保護者からの相談に対する対応実施率】 100% 【相談件数】 保育園:2,656件 子育てひろば:1,301件	→	・子育ての不安感や孤立感を緩和するため、保護者からの相談に対する面談を100%実施する。 ・こどもセンターの催しや子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	-		保育課 こども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			12	子育てひろば	乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】100%	利用者へのアンケート調査	・中学校区におおむね1か所の子育てひろばを開設し、親子の遊びの場や保護者同士の交流の場を提供するとともに、子育てについての相談、情報の提供、講座等を実施する。 ・チラシ等の設置や子育て支援サイトを活用し、事業を周知する。	・子育てひろばを開設し、子育て支援情報の提供を行うとともに、常時、保護者からの相談に応じた。 ・ベビー健康プラザ、子育てセミナー等で案内チラシを配布し、事業周知を図った。 【延利用者数】平成29年度実績 ○常設 86,965人(平均@14.5人/日) ○移動 570人(平均@5.8人/日)	○	・通常業務のほかに、市民交流施設高田公園オーレンプラザ内のこどもセンターの開設について、情報提供を行った。 ・オーレンプラザこどもセンターの開設記念事業として、「手形足型アート」を各子育てひろばで実施した。	→	・引き続き、子育てひろばを開設し、子育て支援情報の提供を行うとともに、常時、保護者からの相談に応じる。 ・出生届などの各種手続きや、各種乳児健診、こどもセンターの催し等で案内チラシを配布し、事業周知を図る。 ・子育て支援サイトを活用し、事業周知を図っていく。	111,554		こども課
			13	こどもセンター	児童とその保護者が相互の交流を行う場所を提供し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。	地域において子育て親子の交流等を推進することにより、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを支援する。	○	○	親子の交流や子育て相談、情報提供等を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【事業への満足度】100%	利用者へのアンケート調査	市民交流施設高田公園オーレンプラザに、年齢に応じて遊びや交流のできるスペースや一時預かり機能を備えた新たなこどもセンターを併設し、継続する市民プラザのこどもセンターとの連携を図りながら、子どもや保護者同士の交流を通じた、安心して子育てができる環境づくりを推進する。	○	・子育て支援等の情報提供や各種講座の開催、子育ての相談に応じることで、子育ての不安感等の緩和につなげることができた。	→	・平成29年度に新設された市民交流施設高田公園オーレンプラザ内のこどもセンターと、既存の市民プラザのこどもセンターとの連携を図りながら、子どもや保護者同士の交流を通じた、安心して子育てができる環境づくりを推進する。 ・開設から1年を経過することから、2つの「こどもセンター」の利用状況を踏まえ、実施事業の課題整理を行っていく。	38,842	上越市子どもの権利基本計画	こども課	
			14	こどもセンター事業「ベビー健康プラザ」	妊娠中の方及び6か月以上1歳未満の赤ちゃんとその保護者を対象に、子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座、保護者同士の情報交換、助産師や栄養士による個別相談を実施する。	乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及を図る。			乳児を抱える保護者に、子育てに関する知識の普及が図られている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	参加者アンケート	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施する。 ・保護者同士の情報交換の場を提供する。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施する。	○	・引き続き、乳児を抱える保護者に対して、子育てに関する知識の普及を図る。	→	・子育て支援情報の提供、離乳食やおやつ、遊びについての講座を実施する。 ・保護者同士の情報交換の場を提供する。 ・助産師や栄養士による個別相談を実施する。 ・開催会場は、H30以降は市民プラザこどもセンターにおいて実施する。	650		こども課	
			15	子育てセミナー等の開催	こどもセンター及び子育てひろばにおいて、楽しく子育てができるよう、子育てに関する各種講座や体験学習、親子向けのイベント等を開催する。	親子、保護者及び子ども同士の交流やふれあいの場、子育てを通じて育まれることをお互いに考える機会を提供し、保護者の育児不安の解消と楽しく子育てができる環境づくりを推進する。			子育てに関する各種講座を実施し、子育ての不安感や孤立感が緩和されている状態。 【子育ての参考になったとした人の割合】100%	参加者アンケート	・初めて子育てする保護者を対象とした親支援講座(BP講座)を年4回(全4回の連続講座)実施する。 ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、頸城区、中郷区、清里区を会場に各1回子育て応援講座を実施する。	○	・初めて子育てする保護者を対象とした親支援講座(BP講座)を年4回(全4回の連続講座)実施した。(参加者数57組) ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、頸城区、中郷区、清里区を会場に各1回子育て応援講座を実施した。(参加者数16人) ・上記のほか、父親や祖父母等を対象にした講座を実施した。	→	・初めて子育てする保護者を対象とした親支援講座(BP講座)を年4回(全4回の連続講座)実施する。 ・13区に住む子育て世帯が参加しやすいように、牧区、大島区、吉川区、名立区を会場に各1回子育て応援講座を実施する。	2,211		こども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課			
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)		
		追	16	利用者支援事業	教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関と連絡調整等を実施する。	子ども及びその保護者、または妊娠している方が選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう支援する。	○		子ども及びその保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できる状態。 【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】 100%	利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・新たに妊婦等を対象に、出産後の子育て等に関するセミナーを年2回開催する。	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施した。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを転入や妊娠届の手続きにあわせて配布した。 ・保育園等の入園に関するセミナー(7月)を計3回実施した。(延参加者数122人) ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナー(6月、12月)を実施した。(延参加者数34人) 【利用者の相談に対して、必要な助言、連絡調整等ができた割合】 100%	○	・転入手続きや妊娠届の際に、子育て情報のハンドブックを配布したことで、子育て情報を入手しやすい環境を整えた。 ・セミナーについては、内容や回数等を見直して実施する。	→	・利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報集約・提供、相談、利用支援等を実施する。 ・子育てに関する各種施設やサービスを紹介するハンドブックを作成し、転入や妊娠届の際に配布する。 ・保育園等の入園に関するセミナーを年3回開催する。 ・妊娠中、または妊娠を考えている方を対象とした産後に関するセミナーを年2回開催する。	6,240	上越市子どもの権利基本計画	こども課	
		縮	17	障害児日中一時支援	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に施設等で活動の場の提供などを行う。	日中介護者がいないため、一時的に見守り等が必要な障害のある児童等に活動の場を提供することで、自立生活及び社会参加を推進する。			障害児の日中一時支援に関しては、放課後等デイサービスの定員超過時の弾力的な運営を行っているが、今後は関係機関との連携を図りながら、放課後等デイサービスへの移行を進めていく。	-	障害児の日中一時支援に関しては、放課後等デイサービスの定員超過時の弾力的な運営を行っているが、今後は関係機関との連携を図りながら、放課後等デイサービスへの移行を進める。	○	・放課後等デイサービスの定員超過時に、日中一時サービスへの振替を行うことにより、障害のある児童等への活動の場を提供した。 【利用人数】 36人(H30.3月分実績まで)	○	・放課後等デイサービスの定員超過時の一時預かりのニーズに対応した。	→	・引き続き、放課後等デイサービスの定員超過時の日中一時サービスへの弾力的な振替を行う。	4,987	上越市障害者福祉計画	福祉課
			18	子育て支援情報の提供	子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」により、イベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、子育てに関する情報を発信する。	子育て中の人に対しホームページを活用して子育て情報を発信し、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりを推進する。			子育て支援情報が充実され、多くの子育て世帯に利用されている状態。 【アクセス件数】 150,000件以上	アクセス件数	・子育てに関係する課等と連携し、各課のイベントや健診日程などを掲載する。 ・広報上越やこどもセンターの催しなどでホームページを周知し、利用者数の増加を図る。	○	・子育てに関連するイベントや健診日程、こどもセンターの催しものについて情報を掲載した。 ・オーレンプラザこどもセンターの開設に伴い、こどもセンター事業の講座、セミナーについて、開催会場や駐車場について情報掲載した。 【アクセス件数】 平成29年度実績 124,325件	○	・子育て関連の講座やセミナー、催し物について、駐車場も含めて情報を発信した。 ・電子母子手帳「きず♥はぐ」が運用開始となった。 ・子育て支援情報の必要な方に、必要な情報が配信されている状態となっている。	→	・引き続き、子育てに関するイベントの情報や各種制度等を見やすく掲載し、情報を発信していく。 ・広報上越やこどもセンターの催しなどで子育て支援サイト「上越市子育て応援ステーション」について周知していく。	205		こども課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度				H30年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額	関連計画(上越市第6次総合計画以外)		
			19	若竹寮管理運営事業	入所児童の養護及び自立のための援助を行う。	保護者のいない児童や虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養護し、併せて自立のための援助を行う。また、退所した者に対する相談や自立のための援助を行う。			入所児童に対し、年齢に応じた社会性を身に付けさせることにより、将来に向けた自立を図れる状態。	・県指導監査 ・第三者評価及び自己評価	・平成29年4月より指定管理者が業務を行うが、引き続き児童が安全で安心した生活を送るため支援・指導を行う。 ・入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事に参加するほか、施設内行事を行う。 ・自活を想定した生活実習を行う。 ・第三者評価の実施。	・指定管理者と情報共有、連携し、児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導を行った。 ・施設では、入所児童の健全育成や社会性を図るため、地域行事(町内会まつり)に参加、施設内行事(若竹ふれあいDAY、キャンプ、若竹まつり)を実施した。 ・第三者評価受審の年であったため、利用者調査、訪問をした。(8月) ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(8月)、連携会議(年4回)を開催した。 ・施設職員の養育研修、児童の面談のため、臨床心理士の派遣を行った。 ・入所児童のアンケートを実施した。(2月)	○	・児童が日常生活の中でいろいろな体験を通して、自立、自活ができる力を養えるよう支援する。	→	・引き続き、児童が安全で安心した生活を送るため、支援・指導を行う。 ・施設では、地域行事の参加、施設内行事を実施する。 ・自活を想定した生活実習を実施する。 ・関係機関が情報共有、養育状況等の意見交換を行う連絡調整会議(8月)、連携会議(年4回)を開催する。 ・施設職員の養育研修、児童の面談のため、臨床心理士の派遣を行う。	199,294		こども課
		追・拡	20	放課後等デイサービス	就学している障害のある児童に対し、授業終了後または休日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を支援する。	就学している障害のある児童・ご家族の希望や状況に応じて生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図る。			それぞれの放課後等デイサービス事業所の特性を活かしながら、引き続き利用者のニーズに沿ったサービス提供が行われている。	事業所との連携を図り、介護給付費の執行状況を確認。	・未就学児を対象とした見学会等を実施しサービスを周知する。 ・サービス提供事業所や相談支援事業所等の関係機関と連携を図りながら、サービスを必要とする方に対しての情報提供及び、サービス提供に向けた支援を行う。	・利用の対象となる障害児の保護者等へのサービス周知により利用者が増加した。 ・一方で、利用終了者より新規利用希望者が多く、関係機関との協議により一律の基準を設け、新規利用者の利用回数を調整した。  【利用実績】 193人(H30.3月実績まで)	○	・利用児童の増加により、新規利用者の受入調整が必要となっている。 ・既存のサービス利用者について、一時預かり目的の場合の代替手段確保も含め、利用の適切性と公平性の確保に向けた取組が必要である。	→	・新規利用のニーズに適切に対応できるよう、放課後等デイサービスの利用に関し、本来の利用目的(療育支援)に沿った利用や、障害児の状況に適した利用となるよう、相談支援専門員等と連携して保護者の理解を求めていくとともに、一時預かりのニーズへの対応策を関係機関等とともに検討していく。	224,570	上越市障害者福祉計画	福祉課
2 ころとからだが健やかに育つまちづくり																			
1 地域ぐるみの子どもの健全育成の推進																			
			1	児童館	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	仲間づくりや自発的な活動を通して、児童が心身ともに健やかに成長する環境をつくる。			利用者(子ども)が安全に遊び、学べる環境が提供されている状態。  【指導員の企画によるイベントの実施回数】 月1回	児童指導員の企画によるイベントの実施回数	・利用者が安全に遊べる環境を提供する。 ・指導員の企画によるイベントを月1回以上開催する。	○	・利用者が安全に遊べる環境を提供することができた。	→	・利用者が安全に遊べる環境を提供する。 ・指導員の企画によるイベントを月1回以上開催する。	9,338		こども課	
			2	こどもの家	子どもが安全に遊べる環境を提供する。	子どもたちが健康増進及び情操を豊かに育つための環境を提供する。			町内会が自ら子どもの家を運営している状態。	町内会が運営するこどもの家の数	旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちが安全で安心して遊べる環境を維持する。	・旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちに安全・安心に遊ぶことができる健全な場所を提供した。  【利用者実績】 平成29年度 35施設に管理員配置 延べ87,957人 開館数 288日 (平均@306.7人/日)	○	・旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちに安全・安心に遊ぶことができる場を提供した。	→	・引き続き、旧こどもの家に管理員を配置して、子どもたちに安全・安心に遊ぶことができる場を提供する。	23,329		こども課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標			H29年度			H30年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額	関連計画(上越市第6次総合計画以外)		
			3	図書館における読み聞かせ	子どもを対象に絵本の読み聞かせや紙芝居の上演などを実施し、お話しに親んでもらうことにより、幼少時からの読書普及の動機付けをする。	子どもが本と触れ合う機会を提供することにより、読書活動の推進及び普及の啓発を図る。			ボランティアとの協働により、各館の読み聞かせ会、あるいはそれに類似した催し物の実施体制を維持する。 【開催回数】230回	図書館および分館、分室において実施した読み聞かせ会等の催し物の実施回数。 【開催目標回数】320回	■おはなし会等の運営各館で定期的に絵本の読み聞かせ会を実施。職員のほか、読み聞かせボランティア団体との協働で運営する。	・図書館4館それぞれで、ボランティア団体との協働により、おはなし会等の催し物を開催することが出来た。 【開催回数】329回	○	・ボランティア団体及び学校等との連携により目標値を上回る回数を開催できた。	→	・引き続きボランティア団体との連携を密にすることで、協力体制を維持し事業に取り組んでいきたい。	377	上越市総合教育プラン	高田図書館
			4	図書館における子ども向け図書資料の充実	子どもの自主的な読書活動が推進できるよう、子どもの成長、発達段階、興味に合わせた資料の充実に努める。	子どもの読書活動推進のため、その基となる資料の充実に努める。			継続的に児童向け資料の収集を行う。 【図書館の児童書蔵書冊数】123,500冊	図書館および分館、分室における児童向け資料の蔵書冊数。 【図書館の児童書蔵書目標冊数】135,000冊	■児童向け資料の購入子ども読書活動の推進のため、児童向け資料の充実に努める。	・児童向け資料の収集を積極的に行い、子どもの読書活動推進を図った。 【図書館の児童書蔵書冊数】136,847冊	○	・児童図書の情報収集に努め、読書活動の推進のため蔵書を収集することができた。	→	・新規購入だけでなく、古くなった資料の除籍を進めることで、児童の読書への興味を引く蔵書構成になるよう努める。	24,195	上越市総合教育プラン	高田図書館
			5	ボランティアだよりキッズの作成・配布	子どもたちの社会参加の意欲を高めるため、ボランティアに関する情報を提供する。	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透を図る。		○	子どもの社会参加意欲を向上させるとともに、自ら責任を持って行動するというボランティア本来の意義の浸透が図られている状態。	NPOボランティアセンターでの情報収集など ボランティアだよりキッズの掲載情報を引き続き検討しながら、より多くの小・中学生のボランティア活動を通じた社会参加を促せるような情報を掲載・発信していく。	・ボランティアの理解を深めるため、夏休み前の7月に、「ボランティアだよりキッズ」を市内の小・中学生に配布した。たよりを見て10人が掲載したボランティア・イベントに参加した。 ・市民活動団体が参加するイベント会場で、来場した小・中学生に対し、体験ボランティアの情報発信を行った。	○	・ボランティア・イベント参加者数がH28年度の29人から10人に大幅に減少した。 ・「ボランティアだよりキッズ」に掲載したイベント数の減少が一因と考えられるが、参加者数の増加を図る必要がある。	→	・7月の「ボランティアだよりキッズ」に掲載可能なイベントの情報収集・掲載数の追加を行い、参加者数の増加を図る。	171	上越市子どもの権利基本計画	共生まちづくり課	
			6	謙信KIDSプロジェクト	各種体験活動を通して、児童・生徒の育成を図る。	体験活動への参加を通じて、様々なことに興味を持つ児童・生徒を育成する。(成人者に対して実施している自発的に行動できる人材の育成事業への参加につなげていく。)		○	各種体験活動へ積極的に参加する状態。 【定員に対する申込率】100%	・定員に対する申込率・事業終了後の自己達成度(参加者アンケートにより把握)	各講座において、上越市との関係性をより強調できるような内容を検討して実施する。	・定員に対する申込率≒182%(申込人数1,083人/定員595人) ・アンケート回答者のうち、自己目標達成度98%、講座に参加した満足度99%、上越市への興味度98%	○	・地域の特徴について、より深く理解できるような学びの機会を提供できるよう取組を継続する。	→	・各講座において、なるべく多くの児童が参加できるように講座数の改廃を行うとともに、上越市との関係性をより強調できるような内容を検討して実施する。	3,870	・子どもの権利基本計画 ・上越市食育推進実施計画 ・人権総合計画 ・上越市総合教育プラン	社会教育課
			7	上越緑の少年団	子どもたちの社会への愛情と豊かな心を育むため、自然や緑を愛し、守り育てる活動を行う。	自然の中で緑を愛し、守り育てる活動を通じて、子どもたちが社会への愛情を持ち、心豊かな人間となるように育成することを目的とする。			子どもたちの自然や緑に対する意識の高揚が図られ、活動が充実されている状態。	団員を対象とした活動のふりかえりシートで子どもたちの理解度を確認するとともに、保護者から活動に対する意見を聞いた上で活動内容が適正であるか評価する。	緑を守り育てる活動を通して、子どもたちの自然や緑に対する意識の向上を図り、豊かな心を育むことを支援する。	・植樹や森林整備体験、サマーキャンプ・森林学習会等を通じて自然や緑に対する意識の向上を図ることができた。 【活動回数】9回 【団員アンケート】 ○どんな力が向上したか ・緑や自然への興味・関心 ・動植物への興味・関心 ・木工の技術	○	・引き続き補助金を交付し、様々な自然に親しむ活動を行っていく。	→	・緑を守り育てる活動を通じて、子どもたちの自然や緑に対する意識の向上を図り、豊かな心を育むことを支援する。	275		農林水産整備課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			8	少年スポーツ活動育成事業	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援する。	多種多様なスポーツ活動と団体の自主活動を支援し、青少年のスポーツへの関心を高めるとともに、体力の増進と運動習慣の定着を図る。			上越市体育協会ジュニアスポーツクラブ、スポーツ少年団及び各区団体の活動種目数が維持されている状態。  【活動種目数】 24種目73団体	事業の紹介・参加者募集により情報提供し、団体数を把握する。	スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援するため、補助金の交付や広報上越への掲載を行う。	・青少年の健全育成を行う団体や各種事業に対して補助金を支出したほか、広報上越を通じた参加者の募集などにより、団体の活動を支援した。 【活動種目数】 22種目74団体 【広報上越等掲載件数】 11件 【財政支援】 2,454千円	○	・スポーツ団体の活動を支援するため、補助金の交付や広報上越への掲載を継続して行う。	→	・スポーツを通じた青少年の健全育成を行う団体の活動を支援するため、補助金の交付や広報上越への掲載を行う。	5,023		スポーツ推進課
	拡		9	放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室等を利用して放課後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る。	○		アンケート調査等により利用人数を把握し、学校内の余裕教室等を活用し、受入枠が確保されている状態。	各児童クラブの利用児童数と専用区画の面積の把握をする。	学校外で開設している放課後児童クラブの実態を調査、把握し、児童の移動時の安全確保のため、余裕教室が確保ができる所から学校内への移転開設について小学校と協議を行う。	・三和区内の3小学校(里公、上杉、美守)内に児童クラブを移転開設することができた。 ・エアコンの設置、入替えを実施した。(実施クラブ:6クラブ) ・長期休業期間の受入れを円滑に行うため、学校との調整を行い、余裕教室の確保に努め、児童の受入れを行った。	○	・各児童クラブの利用者数や専用区画の面積を把握し、安全確保を図り、適正な対応に努める。	→	・エアコンの設置、入替えと床張替工事等を行う。(該当クラブ:4クラブ) ・プレハブでの運営を行っている児童クラブについては、学校内に移行できるかの調査を行う。	299,910	上越市総合教育プラン	学校教育課
	追		10	学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)の推進	市立の全小・中学校をコミュニティ・スクールに指定し、校長、教職員、保護者、地域住民、学識経験者などで構成する「学校運営協議会」を設置する。協議会では、学校運営の基本方針の承認、教育活動に関する意見交換、学校評価などを行い、地域とともにある学校づくりを進める。	コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実を図る。	○		コミュニティ・スクールに関する研修と情報交換会を実施し、学校運営協議会の充実が図られている。  【学校運営協議会を実施する公立小・中学校の割合】 100%	学校への調査	ファシリテーションなど、学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、家庭教育支援や、社会に開かれた教育課程、小中連携、一貫教育等の視点から、コミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	・10月に学校運営協議会代表者懇談会を開催し、上越市学校運営協議会規則の改正点や、今後のコミュニティ・スクールの在り方について周知を行った。また、小中一貫教育の視点を踏まえ、中学校区を挙げて取り組む実践発表を行ったほか、校種や学校規模を考慮したグループ別の情報交換を行った。	○	・学校運営協議会制度を導入して6年が経過した。学校職員も委員も入れ替わることがあるため、今後も意図的・計画的に研修を進める必要がある。 ・これまでの取組の成果と課題を明らかにし、課題克服のため研修内容を工夫する必要がある。	→	・学校運営協議会での「熟議」の充実を図る研修を設定するとともに、学校運営協議会委員の自主性・主体性を高める視点から、今後のコミュニティ・スクールの在り方について、研修や情報交換を進めながら明らかにしていく。	5,295	・上越市総合教育プラン ・上越市子どもの権利基本計画	学校教育課
			11	地域青少年育成会議	地域青少年育成会議を中心とした地域ぐるみによる青少年の健全育成を図る。	「地域の子どもは地域が育てる」ことに資する活動を通して、地域の教育力の向上を図る。	○		コーディネーターの資質向上の研修が、行政主導の内容から、コーディネーターの発意による内容に変わっている状態。	コーディネーターの発意による研修実施回数	コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を実施する。	・計画どおり年4回研修会(うち自主開催2回)を実施した。	○	・自主的に開催するノウハウの習得も含め、コーディネーターの資質向上に向け、取組を継続する。	→	・コーディネーターの資質向上のため、引き続き研修会(自主開催を含む。)を実施する。	3,910	・子どもの権利基本計画 ・上越市総合教育プラン	社会教育課
	追		12	子どもリーダー育成事業補助金	単位子ども会や地区子ども会連絡協議会等を行う子どものリーダー育成に向けた取組を支援する。	地域における様々な体験活動を通じた青少年のリーダー育成の推進を図る。			子ども会の実態を把握し、子ども会への最適な支援が確立されている状態。	子ども会において様々な体験活動を通じて、子どもたちのリーダーとしての資質が育成されていることを確認する。	子ども会の実態把握については、回答者の負担を減らし回答率を高めるよう調査項目を見直すなど改善を図りながら、次回調査の実施について検討する。 「子どもリーダー育成事業補助金」は、制度利用の普及・啓発に向けた取組(活動事例集やQ&Aの作成と公表)をより一層行うとともに、募集期間の延長等の申請者の事務負担軽減を図っていく。	・子ども会の実態把握に向け、平成28年度に回答のなかった町内会へアンケート調査を行い、町内会単位で97.8%の実態を把握した。また、「子どもリーダー育成事業補助金」の交付確定額は248千円であり、予算額(774千円)の32%に止まった。	○	・子ども会の実態把握が概ね把握できたことから、今後は、子ども会に対する支援の必要性や内容について検討する必要がある。補助金は、執行率が低いことから、より一層の周知を図るとともに、見直しを行う必要がある。	→	・子ども会に対する支援については、アンケート調査等によりニーズ把握を行う。 ・「子どもリーダー育成事業補助金」は、制度利用の普及・啓発に向けた取組(活動事例集やQ&Aの更新)をより一層行うとともに、創設から3年目を迎えることから、制度内容について見直しを行う。	656		社会教育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を・どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
2 学校教育環境の充実																			
			1	外国語指導助手による語学指導事業(ALT活用事業)	子どもたちに豊かな国際感覚を身につけるため、すべての小中学校に外国語指導助手(ALT)を配置し、定期的に語学指導を実施する。	英語によりコミュニケーションを図ろうとする児童生徒の態度や能力の育成を図る。			すべての児童生徒が、ALTとの外国語活動や英語授業に積極的に取り組むようになる。	各小中学校にアンケートを実施する。	ALTを市立小中学校に訪問させ、小学校外国語活動及び中学校英語授業などにおいて日本人教師の指導のもと、児童生徒に語学指導を行うとともに、夏季休業中にイングリッシュ・キャンプを開催し、希望する中学生に対し語学指導を行う。	・市内すべての小中学校にALTを定期的に派遣し、語学指導を実施した。 ・学校行事等で要請があった学校には担当外のALTを派遣するなど、ALTの有効活用を図った。	○	・学習指導要領改定により、小学校の高学年で「外国語」、中学年で「外国語活動」の授業を実施することとなり、一部の小学校のALT担当教員とALT委員会を開催し、ALTの有効活用について検討や研修を行う。	→	・毎月、ALTの研修会を開催し、ALT同士の情報交換の場を設けたり、ALTの授業指導案について個別指導を行い、ALTによる授業の質の向上を図る。 ・年に3回、すべての小中学校のALT担当教員とALT委員会を開催し、ALTの有効活用について検討や研修を行う。	90,917		学校教育課
			2	学習情報指導員の配置	各学校を巡回し、情報教育環境の整備や職員へのサポート等を行い、学校での情報教育を支援する。	市費で整備したICT機器を教職員が有効活用し、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT機器の活用を支援する。			情報機器の積極的な活用を通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるように、教職員のICT活用指導能力を90%以上にする。	文部科学省が行っている教員のICT活用指導力等の実態調査において「授業中にICTを活用して指導する能力」の割合を確認する。	教職員のICT活用指導能力90%以上を維持できるよう、教職員への研修支援を行うとともに、ICT機器を安定して活用できるように保守及び管理支援を行っていく。	・学校への巡回訪問を行い、授業準備支援・研修支援・ICT機器の保守などを行った。 ・電子情報ボード、プロジェクト、タブレットPC活用研修会や校務支援システム活用研修会の補助を行った。 【授業中にICTを活用して指導する能力】※今年度調査より授業担当教員のみ：小学校95.7%、中学校96.5%、平均96.0%(平成30年3月実施調査5月結果報告)	○	・教育用PCがタブレットPCに代わる中、教員のICT活用指導力90%以上を維持するため、タブレットPCやプロジェクトの活用研修の補助、支援を継続して行う必要がある。 ・中学校で校務用PCが更新され、OSが変わることから、設定や操作支援が必要である。	→	・学習情報指導員が月に2、3回程度学校を訪問し、ICT機器を安定して活用できるよう保守及び管理支援を行うとともに、教員のICT活用指導能力90%以上を維持できるように、教職員への研修支援を行っていく。	12,400		学校教育課
			3	教育補助員の配置	通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を指導・支援するため、児童・生徒の状況や学校の支援体制を考慮して、教育補助員を配置する。	児童生徒の教育的ニーズに応じた指導・支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。			教育補助員を配置することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた個別の支援やチーム・ティーチングを行えるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	・継続して教育補助員の研修会を年2回実施する。	・教育補助員を74人配置し、研修会を2回実施した。 ・取り出しの学習指導に対して学校訪問を行い、指導・助言を行った。 ・活用調査を行った結果、肯定的な評価は100%であった。	○	・支援が必要な児童生徒数に対し、教育補助員の数が不足しているため、増員が必要である。	→	・通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒を指導・支援するため、児童・生徒の状況や学校の支援体制を考慮し、教育補助員を配置する。	94,224 52,223		学校教育課
			4	特別支援教育巡回相談事業	発達障害等のある児童・生徒がいる学校へ定期的に巡回相談を行い、支援体制の充実を図る。	発達障害等のある児童・生徒の特性に応じた支援や校内支援体制づくりを行う。			校内支援体制を整え、指導方法を工夫することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を提供できるようにする。	巡回相談活用調査により、特別な支援を必要とする児童・生徒の指導に効果があったと自己評価する学校が、対前年度の割合を上回る。	・継続して巡回相談員の研修会を年5回実施する。	・巡回相談員を対象に年3回の全体会と年5回の研修会を行った。 ・巡回相談活用調査を行った結果、肯定的な評価は100%であった。	○	・巡回相談ができる知己量のある教員に限られており、今後育成のための体制づくりや研修会の設定が必要である。	→	・巡回相談事業を通じて、校内支援体制を整え、指導方法を工夫することにより、児童・生徒の教育的ニーズに応じた支援を提供できるようにする。	540		学校教育課



上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標			H29年度			H30年度			担当課							
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額	関連計画(上越市第6次総合計画以外)								
			5	教育相談事業(相談支援体制の整備)	いじめや不登校などで悩んでいる児童生徒や保護者、対応に苦慮している教職員の相談等に対する助言等を通じて問題の早期解決に向けて支援する。	いじめや不登校、生徒指導上の問題等について、児童生徒や保護者、教職員に対して相談を行い、早期解決を図る。			【相談事業の紹介・広報回数】15回以上 【苦情件数】0件	・相談事業の紹介・広報回数 ・教育相談についての苦情件数	・子どもほっとラインの24時間開設に伴い、相談事業のこれまでの紹介や広報に加え、報道機関等を通じたPRを積極的に行う。 ・研修講師の人選や研修内容をさらに工夫するとともに、研修成果をもとに相談員相互の情報交換の機会を増やし、相談員のカウンセリングに関する資質や技能を高める。	・学校訪問カウンセラーと子どもほっとラインについて、相談事業の紹介・広報を24回行った。 ・相談員相互の情報交換を7回、教育相談部研修を10回実施し、相談員のカウンセリングに関する資質や技能を高めた。 【苦情】0件	○	・学校訪問カウンセラーと子どもほっとラインについて、広報上越や所報などを通して、広報・紹介を行う。 ・相談事業についての苦情0件を目指して、教育相談部研修を引き続き行い、そこで学んだことを活かして教育相談を行う。	→	・子どもほっとラインの年中無休・24時間開設を含め、教育相談事業について、これまでの紹介や広報に加えて、手法を工夫したり、報道機関等に積極的に働きかけたりする。 ・教育相談部研修を、部員の「困り感」や喫緊の課題に対応する内容に焦点化するとともに、教育相談員相互の情報交換を6回以上行う。	20,094		学校教育課						
			6	教育相談事業(教職員の研修の充実)	教育相談や学級経営に活用できる研修内容を計画し、教職員の指導力の向上を図り、学校が抱えている生徒指導等の課題解決に向けて支援する。	カウンセリングや教育相談等の研修を行い、教職員の教育相談や学級経営等の力量を高める。			【開催講座数】6回以上 【受講満足度】90%以上	・開催講座数 ・受講満足度	・教職員のニーズに応じるとともに、講師の選定を工夫したカウンセリング研修会を夏期と冬期の休業中に、それぞれ3日間、合計6日間開催する。	○	・カウンセリング研修について、夏期研修会と冬期研修会をそれぞれ3日間合計6講座開催した。 【受講者満足度】98.8%	○	・教職員のニーズに応じた内容や喫緊の課題に対応した内容で、カウンセリング研修会を夏期と冬期にそれぞれ3日間合計6講座開催し、受講者満足度95%以上を目指す。	→	・教職員のニーズに応じるとともに、喫緊の課題に対応した内容で、カウンセリング研修会を夏期と冬期にそれぞれ3日間合計6講座開催し、受講者満足度95%以上を目指す。	325		学校教育課					
			7	不登校児童生徒適応指導教室	不登校児童生徒に個別指導や体験活動などを行いながら、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰ができるよう支援する。また、必要に応じて訪問指導を行う。	不登校児童生徒に対し、個別指導や体験活動、教育相談などを行い、自立心と集団生活への適応能力を高め、学校復帰や希望する進路を実現する。			【適応指導教室の開設数】2か所以上 【指導員数】4人以上	・適応指導教室の開設数 ・指導員数	・保護者や校長、学級担任等と連絡の機会を増やし、そこで得た情報等を児童生徒への働きかけに生かす。 ・通室する児童生徒や保護者に寄り添った相談やきめ細やかな指導・支援を行い、自己効力感や自信を高め、集団への適応能力の向上につながるようにする。	○	・南適応指導教室と北適応指導教室の2か所を開設した。 ・南適応指導教室と北適応指導教室に指導員をそれぞれ2人、合計4人配置した。 ・在籍児童生徒数は、26人となった。	○	・在籍児童生徒26人中、北適応指導教室の在籍数が17人となり、偏りが見られた。来年度以降の傾向を見守る必要がある。	→	・南適応指導教室と北適応指導教室の2か所を開設する。 ・南適応指導教室と北適応指導教室に、指導員をそれぞれ2人、合計4人配置する。	8,395		学校教育課					
			8	やすづか学園(やすづか学園運営費補助事業)	自然と地域の中での生活・学習を通して、子どもたちが傷ついた心を癒し、自信を取り戻して自立できるよう支援する。	不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援を図る。			不登校などで悩みや不安を抱える児童・生徒がいきいきと学園生活を送ることができ、自信を取り戻せるよう支援されている。	学園の継続(事業の継続)をもって評価する。	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	○	・在籍児童・生徒11人がいきいきと学園生活を送ることができるよう支援した。 ・5人が修学し、希望する進路に進むことができた。	○	・運営費補助金を適正に交付することで、学園運営の支援を行う。 ・また、就学する市内児童生徒に対しては、利用開始時負担経費などの補助を行う(教育委員会)。	→	・教育委員会と連携し、就学を希望する市内の児童生徒への支援を図るとともに、学園の収支状況を把握し、経営環境の改善を進める。 ・国のフリースクールに対する支援の動向を踏まえながら、教育委員会とともによりよい運営体制を探る。	18,000		福祉課					
			9	学校施設整備事業(施設の耐震化)	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。	旧耐震基準で建設された校舎の安全性を確保するため、耐震診断・設計、補強工事を行い、耐震化を図る。			耐震性のない建物について耐震補強工事を行い、平成27年度末までに耐震化率100%とする。	耐震化計画に基づき、H27年度末までに残る11棟の耐震補強が完了していること。										→					教育総務課
			10	学校施設整備事業(給食室の整備)	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。	「学校給食衛生管理の基準」に適合した衛生的な調理環境を整備し、安全でおいしい給食を提供できる施設・設備の充実を図る。			老朽化した給食施設の改修に合わせて、ドライ化の推進及び設備の更新が行われていること。	学校等施設整備計画に基づき、給食室改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	安全・安心な給食を提供するため給食施設環境整備を図る。 改修設計:小学校1校 改修工事:小学校2校、中学校1校	○	・小学校1校の改修設計を完了した。 ・小学校2校、中学校1校の改修工事を完了した。	○	・学校等施設整備計画に基づき、引き続き給食室の改修を行う必要がある。	→	・安全・安心な給食を提供するため給食施設環境整備を図る。 改修設計:小学校1校 改修工事:小学校1校	107,958	上越市立学校等施設整備計画	教育総務課					

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			11	教育用コンピュータ設置事業	文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境を整備する。	情報機器を授業で有効活用することを通して、児童生徒の情報活用能力を育むことができるよう、学習環境を整備する。			【電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きプロジェクトタ整備率】70% 【コンピュータ室のコンピュータをタブレットPCのような移動可能なPCにしている学校の割合】92%	・整備状況の割合	・文部科学省の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を継続して進めていく。	・ミラキャスト機能付きプロジェクトタを15校、計20台整備したが、経年劣化による廃棄機器もあり、電子情報ボードまたはインタラクティブ機能付きやミラキャスト機能付きプロジェクトタ等の大型提示装置の整備率は、小学校で63.7%、中学校で58.3%となった。 ・コンピュータ室にタブレットPCが整備された学校は38/72校で全体の52.7%の整備率。 ・電子情報ボード&プロジェクトタ研修会を2回、タブレットPCの活用研修会を3回実施した。	○	・電子情報ボードが古く、更新PC端末と連携できないこと、同時期に整備したプロジェクトタの多くが経年劣化により破損が激しいため、破損による機器の補充も考えていく必要がある。	→	・文部科学省「平成30年度以降の学校におけるICT環境の整備方針について」の整備基準に準じて、情報機器を活用できる学習環境の整備を継続して進めていく。 【大型提示装置(プロジェクトタ)整備率】小学校16校37台 【コンピュータ室のタブレットPC設置校率】小学校18校:整備状況55/72校(76.3%)	143,930 82,674		学校教育課
		追	12	学校施設整備事業(施設の改修)	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境を整備する。	学習形態の多様化に対応した教育施設を整備するとともに、経年劣化した施設及び設備を改善し、児童・生徒の安全・安心の確保及び快適な教育環境を整備する。			快適で安全・安心な教育環境を整備するため、学校等施設整備計画に基づき経年劣化した施設・設備の改修工事が計画的に実施されていること。	学校等施設整備計画に基づき、大規模改修工事の年度ごとの進捗管理によって判断	経年劣化した施設・設備の改善を図り、安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。 改修設計:小学校3校、中学校4校 平成28年度からの繰越工事:小学校6校、中学校8校	○	・学校等施設整備計画に基づき、引き続き老朽施設の改修を行う必要がある。	→	・経年劣化した施設・設備の改善を図り、安全・安心の確保及び快適な教育環境の整備を図る。 改修設計:小学校1校、中学校3校 改修工事:小学校3校 平成29年度からの繰越工事:小学校8校、中学校4校	70,673 18,026	上越市立学校等施設整備計画	教育総務課	
		追	13	介護員の配置	特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性の向上を図る。			特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えるよう研修を行い、専門性を向上させる。	特別支援学級設置校で特に介護を必要とする児童・生徒が在籍する学校に、介護員・看護師を配置するとともに適切な対応が行えたか判断する。	・特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に対し、介護員・学校看護師を配置し、適切な対応を継続して実施する。	○	・支援の必要な児童生徒に対する対応に個人差があり、介護員全体の専門性の向上を図る必要がある。	→	・特別支援学級設置校で、特に介護を必要とする児童生徒が在籍する学校に対し、介護員・学校看護師を配置し、適切な対応を継続して実施する。	100,700 39,868		学校教育課	
		追	14	LD(学習障害)指導員の配置	学習障害の指導ができる教員を配置し、個の認知特性に合わせた学習面の指導ができるようにする。児童・生徒が自校で指導を受けられるように、教員が巡回指導を行う。	個の認知特性に合わせた学習面の指導を行う。			・LD指導員を小学校に4名、中学校に2名を配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて90人程度の児童・生徒が、週2~3時間の指導を受けられるようにする。	・LD通級指導教室に90人程度の児童生徒が在籍し、週2~3時間の指導を受ける。 ・指導している児童・生徒に、学習面における意欲の向上や困難の改善が見られる児童生徒の割合が9割以上。	・継続して研修会や情報交換会を実施する。	○	・LD傾向のある児童生徒数に対して、LD通級指導教室が足りない現状があるため、計画的に増設していく必要がある。	→	・LD指導員を小学校に4人、中学校に4人配置する。 ・本務校と巡回指導校を合わせて60人程度の児童・生徒が、週2~3時間の指導を受けられるようにする。	5,314 5,226		学校教育課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
		追・拡	15	就学支援の実施	就学支援調査部会で市内の幼稚園、保育園及び学校を訪問し、参観と客観的検査を実施し、調査票を作成する。その調査票に基づき、就学支援委員会において具体的な支援方策等を審議し、その結果を保護者や関係職員に提言し、就学を支援する。	早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。			早期からの相談が可能になるように就学相談の体制を整備し、保護者への情報提供や関係機関との連携を図る。	福祉部との連携の下、相談が必要な幼児の保護者に情報提供ができた割合	継続して就学アドバイザーをこども発達支援センターに配置し、教育と福祉の連携体制を調え、相談や保護者への情報提供を計画的に実施する。	・就学アドバイザーの早期からの相談対応によって、前年度より47件就学相談が増えたが、適切な就学支援を実施することができた。 ・就学相談員全員を対象に1回、検査専門相談員を対象に3回、研修会を行い専門性の向上を図った。	○	・相談件数の増加により、就学相談員の負担が増大している。 ・早期からの就学相談の内容や方法が周知できていない面も見られ、継続して説明会等を実施する。	→	・継続して就学アドバイザーをこども発達支援センターに配置し、教育と福祉の連携体制を調え、相談や保護者への情報提供を計画的に実施する。	6,372		学校教育課
		追	16	生徒指導支援員の配置	生徒指導上の問題がある生徒へのきめ細かな対応を図るため、生徒指導支援員を配置する。	年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まることが予想される。そのような児童生徒に対し、きめ細やかな指導を行うために生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)			年々、就学相談をうける子ども数が増加している(新入学児童の約25パーセント)ことから、生徒指導支援員の必要性が高まることが予想される。生徒指導支援員を小学校に4名配置する。中学校は従来通り(6名)	配置によって効果があると評価する学校の割合	・生徒指導支援員の資質向上のため、年2回の研修会を実施する。 ・各中学校の管理職と連携し、生徒指導支援員の効果的な活用を図る。	○	・不登校生徒にかかわる校内適応指導学級の運営や支援に関わる業務が必要とされてきている生徒指導支援員が増えているため、研修などを通し、個々の資質向上と学校との連携強化を図る。	→	・指導主事による学校訪問を通して、生徒指導支援員の活用状況を随時把握し、管理職に助言する。 ・年2回の生徒指導支援員研修会を実施し、個々の教育相談技術や学校職員との効果的な連携など資質向上を図る。	14,766		学校教育課	
		追	17	学校配置の適正化	「過大規模校」「複式学級編制校」「隣接学区」「複数中学校への進学」の視点から、全市的に学校の適正配置の在り方を検討する。	児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を図る。			児童生徒数の推移や学校の現状と課題、保護者や地域の意向を踏まえ、子どもにとってよりよい教育環境を整備するため、学校の適正配置を進めている状態。	学校の適正配置基準を踏まえ、学校の現状と課題、保護者や地域の意向を尊重しながら適正配置に向けた協議が進められている状況により判断する。	・有田小学校の設置について、統合実行委員会を中心に開校に向けた具体的な協議を進める。 ・「学校適正配置審議会」を開催し、小規模校への対応など今後の課題に向けた当市の方向性について審議する。	○	・市の学校適正配置基準の策定から8年が経過し、児童生徒数の減少がある中、現状に見合った基準に見直しを図る必要がある。	→	・市の学校適正配置基準の見直しに向けた検討を進める。 ・複式学級の発生が見込まれる学校に関し、教育委員会が主体となり、地域や保護者に当該校を取り巻く状況の説明に入る。	100		教育総務課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)
		追	18	学校司書の配置	教科等の学習内容に合わせて図書情報を提供するなど調べ学習に対する支援を行う。学校図書の蔵書の受け入れ、廃棄、台帳整理を中心とし図書館環境を整備する。	読書は子どもたちに知識と感動を与え、「豊かな心」「自ら学ぶ意欲や力」を育む。そのためには子どもたちと本を結ぶ大人の存在が必要である。現在、図書館の年間平均貸出数は小学校が46.0冊、中学校が5.6冊である。学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。			学校司書(現図書館補助員)の定期的な訪問を通して、読書活動を一層推進し、小学校平均96冊、中学校12冊を目指す。	学校図書館における児童生徒への図書の年間平均貸出数	・学校司書と図書館教育担当者の連携強化を図る合同研修会の実施 ・図書貸し出し数調査の毎学期実施 ・学校司書の研修とグループワークを隔月で実施 ・図書館の活用に関するアンケート実施	・学校司書と図書館教育担当者の連携強化を図り、読書指導を充実させるための5月に合同研修会を開催した。参加者数:87名 ・学校司書の資質向上と協働性を高めるための、学校司書の研修(7回)とグループワーク(7回)を実施した。 ・児童生徒の読書量を把握するための、図書貸出数調査を行った。(平均貸出数 小学校:82.6冊(前年67.6冊) 中学校:8.2冊(前年7.3冊)) ・学校司書の資質向上と学校図書館の充実を図るため、市立図書館との情報交換を行ったり、各種研修会へ積極的に参加をしたりした(4月、9月)。	○	・H27年度から各学校に週1回訪問できるよう学校司書を15人配置したことにより、貸出数の増加など図書館教育の充実が図られた。 ・一方、司書免許をもつ人材確保が困難と状況となっている。(H29年度7月~14人体制)	・司書免許有資格者確保(15人体制の堅持)。 ・学校司書と図書館教育担当者の連携強化を図る合同研修会の実施 ・図書貸し出し数調査の毎学期実施 ・学校司書の研修とグループワークを隔月で実施 ・図書館の活用に関するアンケート実施	26,997		学校教育課
		追	19	インクルーシブ教育システム普及指導主事の配置	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育を進められるよう「インクルーシブ教育システムの理念に基づいた学校教育の推進」を図るため、各学校の学習環境や校内体制、授業の充実を図るためのインクルーシブ教育システム普及指導主事を2人配置する。	全ての児童生徒が将来において自立し社会参加をするために、障害の特性に合わせた教育が受けられるよう「インクルーシブ教育システムの理念に基づいた学校教育の推進」を図る必要がある。各学校の学習環境整備や合理的配慮の提供が推進するように、インクルーシブ教育システム普及指導主事を配置する。			学校体制の充実、小・中連携の推進のための体制を整備し、合理的配慮の提供が適切に行えるようにする。	合理的配慮提供の割合	・管理職、コーディネーター向け研修会の実施。 ・小中学校の校内委員会に参加し、指導・助言を行う。 ・学校訪問をし、授業のユニバーサルデザイン化について指導・助言を行う。	・インクルーシブ教育システム構築のために、学校の基礎的環境整備や合理的配慮が円滑に進むよう、インクルーシブ教育システム普及指導主事が、24の小中学校を訪問した。 ・管理職向け、特別支援コーディネーター向けの研修会を実施した(参加者144人) ・授業づくりでは、講師を招いての授業公開を1回実施した。また、授業のユニバーサルデザイン化推進のため、リーフレットを作成し、各学校に配布した。 ・保護者への啓発として、発達障害の理解について、保護者向けリーフレットを作成し、配布した。 ・授業改善支援訪問で、72校訪問し、障害のある児童生徒も含めたすべての児童生徒が学びやすい環境づくりについて指導助言を行った。	○	・幼保から小学校へ、小学校から中学校へ支援が必要な児童生徒の情報が引き継がれるようになったが、その情報の活用という点で課題が残った。引き継いだ情報を活用するための校内委員会の定例化と、情報を生かした授業実践を、学校訪問を通じて徹底を図っていく。 ・授業改善支援訪問等を通して、前年度作成・配布した授業のユニバーサルデザイン化推進のためのリーフレットが確実に活用され、日常的に取り組んでいるかをチェックしたり指導助言したりする。	・24の小中学校の校内委員会に参加し、指導・助言を行う。 ・管理職、コーディネーター向け研修会の実施。 ・学校訪問をし、授業のユニバーサルデザイン化について指導・助言を行う。	5,660		学校教育課
3 子どもと家族を大切にできるまちづくり																		
1 男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスの推進																		
			1	男女共同参画社会の実現に向けた広報・啓発活動	男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による効果的な啓発を行う。	男女共同参画の必要性や意義などについて、情報誌等による啓発を通して、市民への理解を図る。			男女共同参画の必要性や意義などについて、情報誌等による啓発を通して、市民に理解してもらう。	情報紙の発行	・男女共同参画社会の実現に向け、情報誌等による啓発を行うとともに、男女共同参画啓発リーフレットも活用しながら、出前講座等の場を用いて効率的・効果的な意識啓発を図る。	・情報紙「ウイズじょうえつからのおたより」を年4回各10,000部発行し、町内会や市内施設等に配置した。 ・男女共同参画啓発リーフレットをセンター講座及び出前講座参加者へ配布した。	○	・引き続き、情報紙やリーフレットを活用しながら、意識啓発を図る必要がある。	・情報紙の町内会や市内施設等への配置、各種講座でのリーフレットの活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	3,599	上越市第3次男女共同参画基本計画	共生まちづくり課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)
			2	男女共同参画、ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発事業	ワーク・ライフ・バランスの浸透に向け、性別役割分担意識の解消を含めた啓発講座及び研修会を行う。	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。		○	男女共同参画社会の実現のため、仕事・家庭・地域活動など様々な活動を自分の希望する状態である「ワーク・ライフ・バランス」について、企業等に対し啓発講座や研修会などの開催を通して浸透を図る。	男女共同参画推進センター講座及び出前講座の開催	・ワーク・ライフ・バランスの浸透や、性別役割分担意識の解消に加え、女性の活躍・社会参画の促進につなげていくための各種講座(男女共同参画推進センター講座)及び研修会(出前講座)を行う。	・「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマに、センター講座(3講座10回)、出前講座(2団体2回)を開催した。 ・男女共同参画啓発リーフレットをセンター講座及び出前講座参加者へ配布した。	○	・引き続き、「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマとする講座を開催するとともに、講座参加者へのリーフレットの配布を通じて意識啓発を図る必要がある。	・「ワーク・ライフ・バランス」の推進等をテーマとする講座の開催、リーフレットの活用を通じて、市民の意識啓発を図る。	3,599	上越市第3次男女共同参画基本計画	共生まちづくり課
			3	職業生活と家庭生活の両立のための広報・啓発事業	国の機関及び県等との連携により、市民や企業を対象にワーク・ライフ・バランスの推進に係る各種制度の普及啓発及びイベント等の周知を効果的に行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。		○	市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。	・市のホームページで、国や県などの各種制度の概略を紹介した。 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に関するチラシを作成し、商工会、商工会議所の会報に折り込み周知を行った。	○	・ホームページやチラシのほか、事業所訪問により周知及び働きかけを行うとともにワーク・ライフ・バランスに関する講座を開催する。 また、雇用相談政策専門員による相談会を開催する。	・ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。	249		産業振興課
			4	企業における再就職の支援セミナーの開催	ハローワーク等と合同で企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	退職者が、労働意欲を喚起し、自己スキルの確認や新しい職場への職務姿勢を作り、早期に再就職しやすい環境へと改善する。			再就職のためのセミナーや各種の支援制度等を通して、再就職しやすい環境に改善されている状態。	ハローワーク等と合同でセミナー等を開催	ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	○	・引き続き、ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	・ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	249		産業振興課	
			5	企業における再雇用制度導入の普及啓発	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、広報やホームページを活用して周知・啓発を行う。	働く人の個性や価値観に応じたゆとりある働き方や子育てと仕事の両立を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる職場環境を整備するため、事業者等への意識啓発を図る。			市民や企業から、ワーク・ライフ・バランスについての各種制度や必要性などについて、広く認知されている状態。	ホームページによる情報発信	新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。	○	・引き続き、ハローワーク等と連携して企業等に再就職を考える人のためのセミナーを開催し、再就職しやすい環境づくりを行う。	・新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等で周知・啓発を行った。	・新潟労働局やハローワークとの連携により、育児・介護休業法で定める事業主が努めるべき再雇用特別措置について、ホームページ等を活用して周知・啓発を行う。	249		産業振興課
2 地域で子どもや家族を大切にしている意識の醸成																		
			1	子どもの権利チラシ等による啓発	子どもの権利の普及・啓発のため、子育てしている人向け、子どもに関わる人向け、一般市民向けの3種類のチラシを様々な機会を捉えて配布する。また、市の広報紙、ホームページなど、各種情報提供媒体を活用し、子どもの権利についての啓発活動を行う。	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にしている意識を高める。		○	子どもの権利について、広く市民から正しく理解され、子どもの権利を大切にしている意識が高まっている状態。 【子どもの権利条例の認知度(大人)】 44% 【子どもの権利の内容の認知度(大人)】 44%	子どもの権利に関するアンケート調査	子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会をとらえ配布する。	・子育てをしている人向け＝7,200枚/年 ・子どもに関わる人向け＝1,440枚/年 ・一般向け＝200枚/年(平成27年度に全戸配布実施済)	○	・保健事業や講座等の機会を捉え、チラシを配布して市民の「子どもの権利」に対する意識と知識を高めることができた。	・子育てをしている人向けのチラシは各種保健事業を通じて、子どもに関わる人向け及び一般向けのチラシは各種機会などの機会を捉え配布する。	上越市第2期子どもの権利基本計画	子ども課	

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			2	子どもの権利学習	子どもの権利学習教材「えがお」を使用した権利学習を市内の公立全小中学校の授業に取り入れて実施する。	子どもの権利について、子ども自身が正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動を身につける。			子ども自身が子どもの権利の正しい知識を持ち、権利を尊重する意識と行動が身に付いている状態。 【子どもの権利条例の認知度(子ども)】51% 【子どもの権利の内容の認知度(子ども)】62% 【「えがお」の学習が役に立っていると感じる子どもの割合】72%	子どもの権利に関するアンケート調査	中学生の「えがお」が1種類しかないため1年生において子どもの権利学習を実施していたが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成する。新版「えがお」の学習は、平成28年度は試行校において実施、平成29年度から市立の全中学校において実施する。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく	・これまで、中学生の「えがお」が1種類しかないため1年生において子どもの権利学習を実施していたが、中学3年生まで継続して学習することが望ましいことから、中学生版「えがお」を改訂し、3学年分作成した。 ・11月～12月にかけて、市立小中学校全学年において「えがお」の学習を行い、結果を家庭に持ち帰り、子どもと保護者が子どもの権利について話し合う取組を促した。	○	・義務教育9年間を通じて子どもの権利学習を継続して行うことで、子ども自身が子どもの権利に関する認知を高めることができていく。これまで中学校1年生までの7年間だった「えがお」による子どもの権利学習を、平成29年度からは中学校3年生までの9年間子どもの権利に関する学習を行うこととした。今後も継続して実施する。	→	・市立の全小中学校において子どもの権利学習テキスト「えがお」を用いた権利学習を実施する。これまでと同様、学習結果を家庭に持ち帰ることで、家庭における子どもの権利学習の認知を高めていく。		上越市第2期子どもの権利基本計画	こども課
			3	父子手帳の配布	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	妊娠・出産・育児の正しい知識を学び、流産・妊娠高血圧症候群の予防等に努めるとともに、妊娠期から子どもの成長や発達・育児について考える機会を持ち、子どもが健やかに育つことができるように支援する。			父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進することができる。 【父子手帳の配布率】100%	妊娠届出数に対する父子手帳配布の割合	父親の積極的な育児参加と家族ぐるみの健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を配布する。	・父親の積極的な育児参加と家族全体の健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報を掲載した父子手帳を届出者に配布した。 【父子手帳の配布率】78.7%	△	・配布率は昨年度並みにはなかったが、目標値より下回った。より多くの父親に配布できるよう妊娠届時の周知を強化していく。	→	・父親の積極的な育児参加と家族全体の健康づくりを推進するため、子どもの発育・発達や子育てに関する情報が掲載されていることを説明し、届出者に配布していく。	146,346	上越市健康増進計画	健康づくり推進課
			4	命・きずなを考える講座	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	生涯を通じた健康づくりの推進に向け、スタートとなる妊娠・出産・育児期及び次世代を担う思春期、機能低下を予防する更年期等、各ライフステージに応じて知識の普及や不安の軽減を図るため、個々の生活に合わせた適切な支援や保健指導を行う。			次世代を生き育てるための重要な時期である中学生が、自分や異性の体や生命の大切さを学ぶことにより、自分自身の自己肯定感を高めることができる。 【実施校数】10校以上	実施校数	中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくり並びに生命の誕生や生命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	・中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくり並びに生命の誕生や命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行った。 【実施校数】18校	○	・実施希望のあった全ての中学校で講話を行うことができた。	→	・中学3年生を対象に、自分や異性の体を知り、次世代を生き育てる体づくり並びに生命の誕生や命の大切さを学び、自分自身の自己肯定感を高めるための支援として、助産師による講話を行う。	2,199	上越市健康増進計画	健康づくり推進課
3 家庭と地域の子育て力の向上																			
			1	学びの輪プロジェクト(すこやかな暮らし応援事業)	保護者を対象に、家庭教育に関する講座を行い、家庭の教育力の向上を図る。	家庭教育に関わる講座の開設、家庭環境や育児など家庭教育を題材とした講座を行い、家庭の教育力を向上させる。			子どもの成長について理解を深め、子育て中の悩みを共有し合える状態。 【定員に対する申込率】100%	定員に対する申込率	「家庭教育支援講座」を28地区公民館で実施するテーマ学習に位置付け、企画実施する。	・28地区すべての公民館において、子どもとの接し方や食育などをテーマに講演会を実施した。定員1,535人に対して申込人数1,367人。定員に対する申込率は89%	△	・子を持つ保護者に学びの機会を提供できたほか、祖父母世代からの参加もあり、地域での家庭教育に対する意識と知識を高めることができた。 ・今後も継続して開催していく。	→	・有効的に事業を進めるため、保育園及び小学校など教育機関の協力の下、子を持つ保護者が多く参加する保育参観や学習参観など、各種行事に合わせて実施する。	74	上越市総合教育プラン	社会教育課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			2	保育園での子育て家庭への支援	地域の子育ての拠点として、保育の知識・経験等の専門性をいかした子育て相談や園開放を行う。	保育園での専門性を生かした相談等を行うことで、子育てに対する不安の軽減や解消を図る。			相談記録がそれぞれの保育園に整理され、管理されている状態。	相談記録の内容	保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。	・保育園において、保護者からの子育て相談を受け付け、対応した。 【相談受付回数】 2,670回 【相談内容記録件数】 2,670回  ※すべて記録あり	○	・相談内容を記録する。必要に応じ相談記録を確認し、子育て支援に活用する。	→	・保育園に通園する園児や地域の子育てをしている保護者を対象に、子育て相談を行う。	-		保育課
			3	保育園士雇用事業	豊かな知識と経験を持つ地域の人を活用することで、園児との世代間交流等を促進するとともに、保育現場における保育士の負担軽減(園舎整備など)を図る。	保育園士との世代間交流を通して、児童の社会性を養う。			すべての保育園に園士が配置されている状態	配置園数	全ての園において、保育園士を配置する。  ○公立保育園 41園 ○私立保育園 18園 ○認定こども園 3園	・園内での世代間交流や園舎整備を円滑に行うため、全ての園において、保育園士を配置した。  ○公立保育園 41園 ○私立保育園 18園 ○認定こども園 3園	○	・引き続き、園内での世代間交流や園舎整備を円滑に行うため、全ての園において、保育園士を配置する。	→	・園内での世代間交流や園舎整備を円滑に行うため、全ての園において、保育園士を配置する。	81,306		保育課
			4	保育園地域活動事業	児童の社会性を養うため、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う保育園に補助金を交付する。	高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流により、児童の社会性を養う。			補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流が行われている状態。	事業実施園割合(実施園/市内保育園数)	補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	・すべての保育園において、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行い、児童の社会性の育成を図った。 地域活動事業実施園63園(公立42、私立等21)	○	・事業実施園割合(実施園/市内保育園数)	→	・補助金の有無にかかわらず、市内すべての保育園で、高齢者等との世代間交流や異年齢児との交流を行う。	5,343 3,590 64		保育課
			5	ファミリーサポートセンター運営事業	育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(提供会員)との相互援助活動を連絡、調整を行う。	地域の子育ての相互援助活動を支援することにより、仕事と育児を両立させ、安心して働くことのできる環境づくりを推進する。	○	○	提供会員数を増やし、依頼会員のニーズに見合った提供会員が紹介されている状態。  【提供会員の紹介割合】 100%	依頼会員のニーズに対する提供会員の紹介割合	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	・各種団体等を対象に説明会を行った。(年40回) ・提供会員養成講座を年4回開催した。(延べ参加者数109人)  【提供会員の紹介割合】 100% 【会員数(3月末現在)】 依頼会員 426人 提供会員 212人 両方会員 53人 合計 691人	○	・各種団体等への説明会や提供会員養成講座の開催などにより、提供会員が前年比で43人増加した。 ・依頼会員のニーズに見合った提供会員を100%調整した。	→	・依頼会員のニーズに見合った提供会員を確保するため、広報上越に会員募集の記事を掲載するほか、各種団体等を対象に説明会を行う。 ・提供会員養成講座の未受講者を減らすため、講座を年4回開催する。	6,498	上越市子どもの権利基本計画	こども課

上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標			H29年度			H30年度			担当課	
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額	関連計画(上越市第6次総合計画以外)		
			6	民生委員・児童委員・主任児童委員活動	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用し、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実を図る。			多様化・深刻化している子どもたちをめぐる課題について、研修などを利用し、理解を深め、次代を担う子どもたちの健やかな育ちのため、児童委員・主任児童委員活動の一層の充実が図られている。	・委員が提出する活動記録の子どもに関する相談支援・件数を確認し、活動が停滞している委員へ聞き取り等を行う。 ・市民児協連主催の研修は、委員からアンケートを取り、次回研修の参考とする。(調査対象:研修出席者、項目:実施研修についての意見や感想、次回研修の希望内容について)	常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	・8/8 市民児協連児童部会(ファミリーサポートセンターの利用方法・利用状況についてなど)…主任児童委員32人出席 ・9/14～15 全国主任児童委員研修会…主任児童委員2人出席 ・12/21 児童虐待防止研修会…主任児童委員6人出席 ・1/24～25 全国児童委員研究協議会…市民児協連代表1人出席 ・2/9 児童委員活動研修会…児童委員・主任児童委員20人出席 ・3/16 主任児童委員活動研修会…主任児童委員5人出席	○	・引き続き、研修等を実施することで、子どもたちを取り巻く現状や課題について理解を深める。 ・主任児童委員と児童委員がより一層連携することで、児童福祉課題に取り組むことができる環境づくりに努める。	→	・常に住民の立場に立ち、子どもに関する相談・支援を実施する。	26,599	上越市障害者福祉計画	福祉課
4 子どもたちのためのよりよい環境づくり																			
			1	安全教室	保育園、幼稚園、認定こども園、小学校に安全教育指導員を派遣し、犯罪から自らの身を守るための方法などを指導する。	犯罪弱者である子どもに犯罪の被害に遭わないための知識を習得させ、市民生活の安全安心の確保を図る。			安全教室を実施する幼稚園・保育園・認定こども園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】 幼稚園・保育園・認定こども園:36園(2年で全園実施) 小学校:申込のあった学校に対し100%実施	開催回数の集計	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する幼稚園・保育園・認定こども園に対し、安全教室を実施する。 ・希望する小学校に対し、1年生を対象とした防犯教室を実施する。	○	・子の安全確保には親の日ごろの指導・監督が重要であることから、今後も親子教室を継続する。 ・専門性を有する指導のため、保育園や幼稚園及び小学校を対象とした防犯教室を実施する。	→	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する幼稚園及び保育園に対し、交通安全教室を実施する。 ・希望する小学校に対し、低学年を対象とした防犯教室を実施する。	4,358	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課	
			2	安全メール	市内で発生した犯罪、災害、火災、交通事故、その他(クマ・サル等の出没)情報をメール配信により情報提供することにより、被害の連鎖や拡大を抑制する。	市内で発生した犯罪、災害、交通事故などの情報を迅速に提供し、市民の自主的な防犯・防災活動を促し、市民の安全安心の確保を図る。			適時的確な情報発信に努め、携帯電話会社や児童・生徒の保護者と連携し、受信者拡大を図られている状態。 【安全メール登録者数】 6,200件	安全メールの登録件数の集計	・登録件数を前年度以上とする。(安全安心まちづくり推進計画の数値目標の見直しを検討する) ・広報上越等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・必要な情報を適時提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	○	・引き続き、登録者増加に向け、様々な機会を通じ広報を行う。	→	・登録件数を9,500件以上とする。(安全安心まちづくり推進計画掲載事業のため変更不能。安全安心まちづくり推進計画は、平成30年度見直しを行う予定で、新目標を策定中である。) ・広報媒体等を活用し登録者増加に向けた広報活動を行う。 ・情報提供に関しては、必要な情報を提供し、被害の拡大防止や注意喚起を行う。	500	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課	
			3	交通安全教室	保育園児・幼稚園児・認定こども園児及び小・中学生を対象に、歩行時・自転車乗車時における交通ルールの基礎や交通事故防止のための知識などを指導する。	保育園児・幼稚園児・認定こども園児から高齢者まで各年齢層に応じた交通安全教育及び啓発活動を実施し、交通事故のない安全で安心なまちづくりを実現する。			交通安全教室を実施する幼稚園・保育園・学校に対し、指導・助言が行われている状態。 【開催回数】 幼稚園・保育園・認定こども園:74園 小学校:53校 中学校:24校	開催回数の集計	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する幼稚園及び保育園・認定こども園に対し、交通安全教室を実施する。 ・希望する小・中学校に対し交通安全教室への講師派遣、物品貸し出しを行う。	○	・子の安全確保には親の日ごろの指導・管理が重要であることから、今後も親子教室を継続する。 ・小、中学校は、引き続き実施主体が学校であることを明確にし、専門性を要する教育の支援を行う。	→	・親子防犯・交通安全教室を実施する。 ・希望する幼稚園及び保育園に対し、交通安全教室を実施する。 ・希望する小・中学校に対し交通安全教室への講師派遣、物品貸出を行う。	8,922		市民安全課	



上越市子ども・子育て支援事業計画における個別事業の進捗管理表

資料3

基本目標	主要施策	事業区分	No.	取組	事業概要	目的	地域子ども・子育て支援事業	第6次総合計画における重点事業	H31年度における目標		H29年度			H30年度			担当課		
									(何を、どのような状態又は数値にしたいか)	目標の評価方法(何を、どのように評価するか)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	実績	達成状況(目標に対する到達度)	評価・分析等(来年度に向けたアプローチ)	目標達成に向けた実施内容(何を、どうするか)	事業費(千円)当初予算額		関連計画(上越市第6次総合計画以外)	
			4	街灯整備事業	夜間における歩行者の安全を確保するため、集落間の通学路等の街灯整備を行う。	通学路等での交通の安全及び街頭犯罪の未然防止を図り、市民生活の安全安心を確保する。			集落間の通学路に街灯整備がされ、既存街灯のLED化が図られている状態。 【要望等による整備必要か所の整備割合】 100% 【LED化への変更割合】 100%	・要望に対する対応状況を確認 ・LED化への変更状況	・設置要望に対し要綱に基づき適切に対応する。(新設校等の通学路への防犯灯設置) ・市が管理する防犯灯の維持管理を確実に実施する。	・設置要望に対し要綱に基づき適切に設置した。 ①東中島防犯灯新設工事 ②上真砂地内防犯灯新設工事 ③有田小学校通学路防犯灯新設工事 ④本道地内防犯灯新設工事 ⑤宮嶋小学校防犯灯新設工事(板倉区) ⑥黒井駅前防犯灯新設工事(頸城区) ・市が管理する防犯灯の維持管理に努めた。	○	・集落間の通学路における防犯灯の維持管理について、確実に実施する。	→	・設置要望に対し要綱に基づき適切に対応する。 ①雄志中学校通学路防犯灯新設工事 ②保倉小学校通学路防犯灯新設工事 ③板倉中学校通学路防犯灯新設工事(板倉区) ・市が管理する防犯灯の維持管理を確実に実施する。	1,734	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課
			5	子育てバリアフリー設備の充実	子育て中の親とその子どもの利用に配慮した設備やサービスを備える施設を認定する。	バリアフリー施設を市が認定し、その周知を行うことで、地域における子育て支援の意識の高揚を図るとともに、子育てしやすい環境の整備を推進する。			新規認定施設数を増やし、地域における子育て支援の意識の高揚が図られ、子育てしやすい環境が整備されている状態。 【新規認定施設数】 25施設以上(H26年度比)	新規認定施設数	・認定要件に該当する施設を訪問し、募集を行う。 ・広報上越に認定施設の募集記事を掲載する。	・認定要件に該当する施設を訪問し、申請依頼を行った。 ・広報上越に認定施設の募集記事を掲載した。	○	・引き続き、認定要件に該当する施設を訪問し、申請依頼を行う。	→	・認定要件に該当する施設を訪問し、募集を行う。 ・広報上越に認定施設の募集記事を掲載する。	—		こども課
		追	6	110番協力車制度	地域住民の協力による自主的な防犯活動の一環として、趣旨に賛同する方の車両に「110ばん協力車」のステッカーを貼り付けてもらい、車両運行中に不審者又は助けを求めている子どもを発見した場合に、警察その他関係機関への通報及び子どもの保護活動を行う。	市民ぐるみで、犯罪の抑止と防犯意識の啓発を図り、犯罪のない安全で安心なまちづくりを実現する。			「110ばん協力車」の趣旨賛同者の増加に向けた取り組みが継続されている状態。	「110ばん協力車」のステッカー発行状況により取り組み状況を確認	・広報上越等を活用し、登録台数の増加に向けた広報活動を行う。	・登録台数の増加に向け、広報上越への掲載や防犯指導の際に周知した。 【新規登録台数】 174台 【累計登録台数】 5,178台	○	・広報上越、防犯講話での広報活動を実施するとともに市所有の庁用車に対し、協力依頼をしたことで増加となった。更なる広報活動を実施する。	→	・登録台数の増加に向け、広報活動を実施する。	—	上越市みんなで防犯安全安心まちづくり推進計画	市民安全課

1 目的

「子どもたちが健やかに育つための環境づくり」を推進するための『上越市子育て支援総合計画』（上越市版エンゼルプラン）を策定し、総合的・計画的に進める。

2 現状

現在、2つの計画で子ども・子育て支援を推進

① 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援に関する施策の推進

「教育・保育及び地域子ども・子育て支援の提供体制」の確保

② 子どもの権利基本計画

子どもの権利に関する施策の総合的・計画的な実施と推進

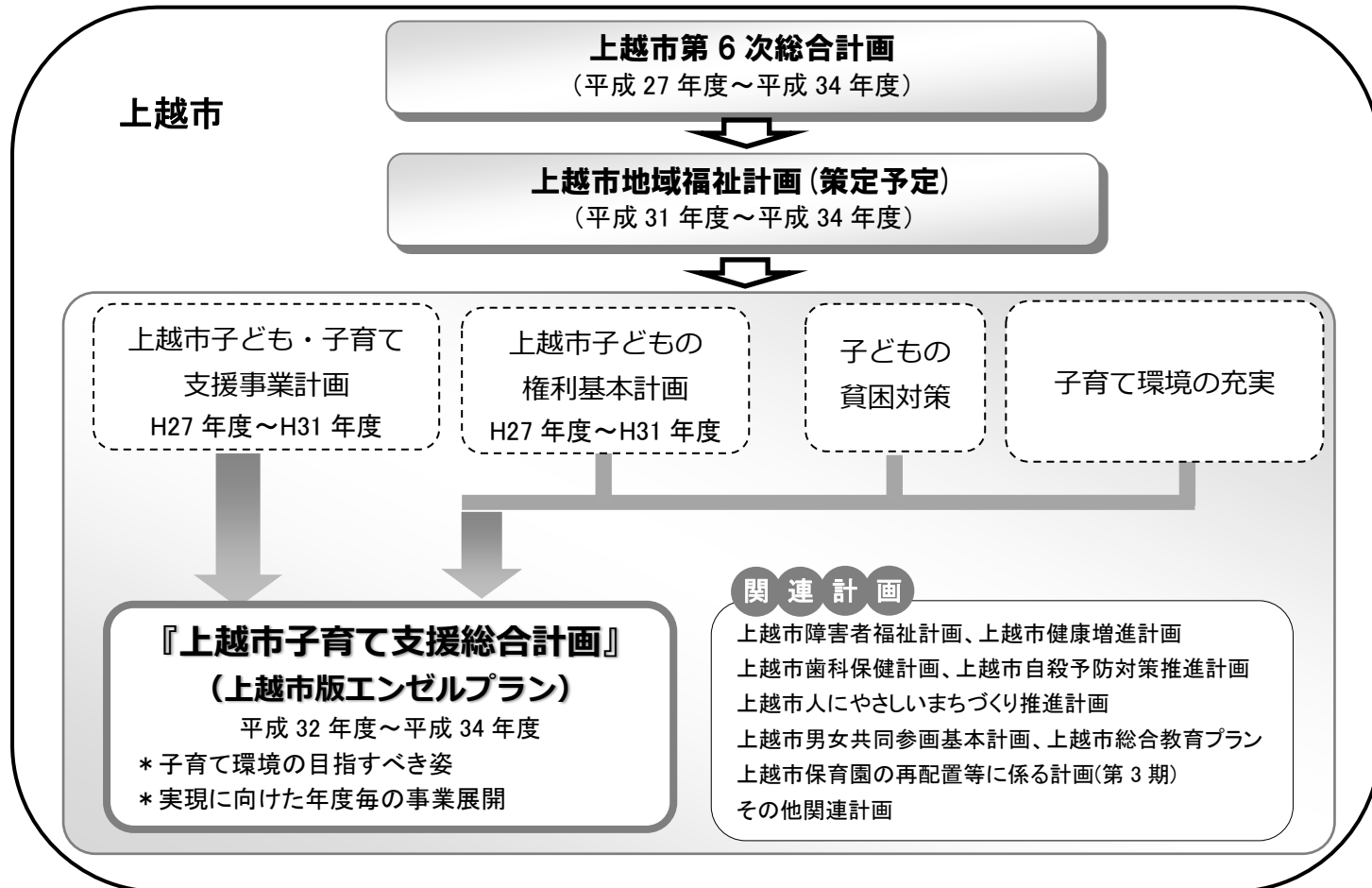
3 課題

社会的に問題となっている「子どもの貧困」対策を総合的に実施・進捗管理し、推進する計画がない。

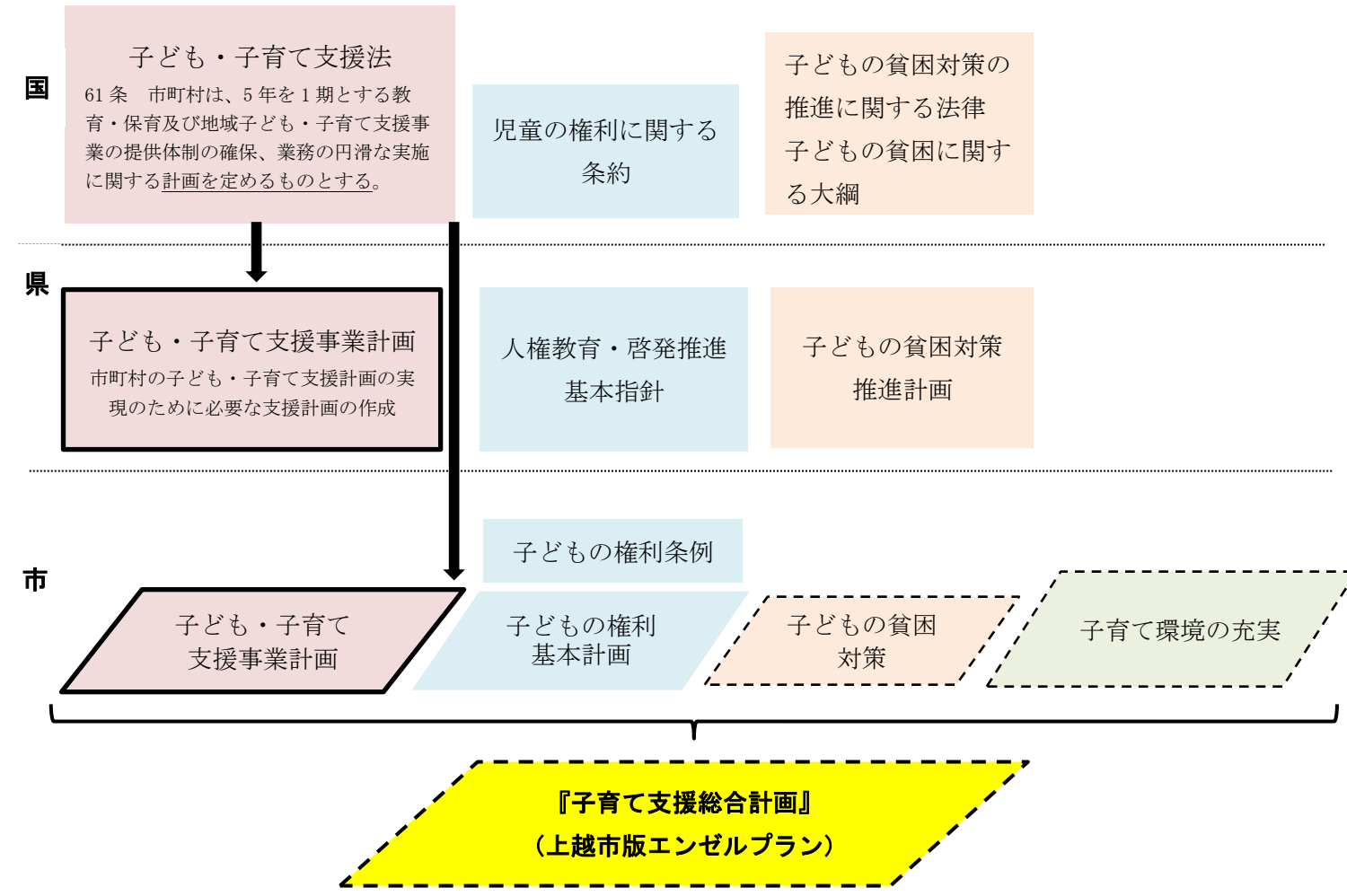
4 課題への対応

「子ども・子育て支援事業計画」、「子どもの権利基本計画」に「貧困対策」と「子育て環境の充実」を加えた新たな総合計画『上越市子育て支援総合計画（上越市版エンゼルプラン）』を策定し、子育て支援策を、より総合的・計画的に実施する。

新たな計画の位置づけイメージ



5 国・県の計画等との関係



\* 太枠は、法により策定が義務付けられているもの。網枠は現段階で策定していないもの

6 計画期間

	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36
子ども・子育て支援事業計画	[太枠]							
子どもの権利基本計画	[太枠]			『子育て支援総合計画』 (上越市版エンゼルプラン) H32～H34			第2期子育て支援総合計画 (上越市版エンゼルプラン) H35～H39	
子どもの貧困対策								
子育て環境の充実								

\* 計画は、5年を1期とする。(第1期計画は、市6次総合計画の終期に合わせるため3年とする)

## 上越市子どもの生活実態についてのアンケート調査概要（案）

## 1. 目的

市内の子どものいる世帯の生活実態を把握するため、アンケート調査を実施する。

家庭や地域の困り事の解決と今後の支援に向けた施策の方向性を探り、対応方針を「上越市版エンゼルプラン」に反映する。

## 2. 実施時期

平成 30 年 7 月初旬配布し、7 月中旬回収（予定）

## 3. 配布及び回収方法

- ・園及び学校を通じて配布・回収を行う

## 4. 対象者

市内の保育園・幼稚園・認定こども園、小学校、中学校に通う児童・生徒のうち、年長児、小学校 3 年生、6 年生、中学校 2 年生の児童・生徒及び保護者

	児童・生徒数	回答者	
		児童・生徒	保護者
年長児	1,664 人	×	○
小学校 3 年生	1,585 人	×	○
小学校 6 年生	1,764 人	○	○
中学校 2 年生	1,806 人	○	○
合 計	6,819 人（延べ 10,389 人）		

※児童・生徒数は H30.5.1 現在

## 5. 集計・分析

8 月末までに集計及び簡易分析、11 月末までにクロス集計を行う

## 6. アンケート内容（抜粋）

児童・生徒	保護者
1. 子ども自身について ・家族構成 2. 普段の生活について ・放課後及び長期休暇の居場所 ・家は心がほっとする場所か ・地域行事に参加しているか 3. 学校や勉強について ・学校の授業はわかるか ・最終的な教育段階はどこまで希望しているか 4. 子ども自身の考えについて ・自分の将来に明るい希望を持っているか	1. 子どもの生活について ・放課後及び長期休暇の子どもの居場所 ・子どもの将来の夢を知っているか 2. 子どもの学校・教育について ・子どもに受けさせたい最終的な教育段階 ・子育てで金銭的負担を感じるもの 3. 保護者自身について ・相談相手の有無 ・保護者自身の生育状況 4. 家計の状況について ・各種制度・相談窓口の認知度及び利用有無